

《研究ノート》

ニュージーランド会社法における 計算書類および監査役

——ニュージーランド会社法研究IV——

青木英夫

1. 計 算 書 類

はしがき

会社の財政状態の正確かつ詳細な開示は現代会社法の要請である。かってのように計算書類の作成を会社および株主に関する内部的な問題とすることなく、現代法は一層の開示を求めているのである。このことはニュージーランドにおいても同様である。計算書類開示の趣旨は、まず第1に、株主に彼等の理解可能な様式で会社の財政状態に関するすべての必要な情報を提供すること、第2に、会社債権者、公衆および使用人に、とにかく大会社に関しては公的重要性を有する事柄でもあるこのような情報を提供することである¹⁾。ただ問題は、計算書類は、専門的訓練をうけていない一般人にとってはなかなか理解が困難であり、専門家の助けを借りても、今日、真の財政内容を一般人が知りえない会社が多いということである²⁾。

比較的近時の制定法の規定や付属定款の定めを別としても、衡平法およびコモンローでも、「取締役は代理人であり、ある意味では会社の受託者であるから、会社のためになした受取・支払および売買・取引に関する会計帳簿を備え

1) W. L. Farrands, *Company Law in New Zealand* (1970), p. 290.

2) J. F. Northey, *Introduction to Company Law in New Zealand* (18th ed., 1976), p. 308.

置くべき義務を有することは明白である」とされていた³⁾。しかし、多くの場合に、この義務は付属定款ではっきりと否定されていた。したがって Joint Stock Companies Act 1860 およびその後の会社法が、付則 A 表で、「取締役は真実かつ正規の会計帳簿を備え置くべきである」と定めていたにもかかわらず、当事者間の契約、すなわち、付属定款で取締役の責任が変更された。「会社は正規の会計帳簿を備え置かなければならぬ」と制定法上定められたのは、1933年法によってである⁴⁾。現行法である Companies Act 1955⁵⁾は会社の財政状態のさらに詳細な開示を要求する⁶⁾。同法はコーケン会社法改正委員会の勧告⁷⁾の多くを採用した1948年連合王国法を模範とするものである⁸⁾。

1. 会計帳簿の備置

(1) 総説 会社は、会社の業務および取引に関して十分にして真実かつ完全な勘定を包含する正規の会計帳簿を備え置かなければならぬ(s. 151(1))。1933年法ではもっと特定的な定めがなされていて、会社のなした受取・支出、売却・買入および資産・債務を記録する正規の帳簿を備え置かなければならぬ、とされていた。

(2) 正規の会計帳簿の意義 正規の帳簿の意義を明らかにしている規定はないが、1908年破産法(s. 138(d), now s. 126 of the Insolvency Act 1967)が破産前3年間に亘って正規の会計帳簿を備え置かない破産者を処罰するに当たり、「破産者が営む営業において通常かつ正規の会計帳簿であつて、その営業取引を十分に明らかにし、かつその財政状況を開示する会計帳簿」であると定義している⁹⁾。これと関連して若干の判例がある。すなわち、R v. Schapiro

3) White v. Lincoln (1803) 8 Ves. 363, 370—371.

4) T. Johnston, G. C. Edgar and P. L. Hays, *Law and Practice of Company Accounting in New Zealand* (4th ed., 1972), p. 20.

5) 同法を会社法典として示すこと、本文および脚注におけるセクション・ナンバーが同法の条文番号を示すことは、従来と同様である。

6) 抽稿「ニュージーランドにおける会社の設立(上)」獨協法学第12号68頁、70頁参照。

7) Report of the Committee on Company Law Amendment (Cmd. 6659(1945)), para. 5.

8) Northey, op. cit., p. 309.

9) Farrands, op. cit., pp. 290—291.

では¹⁰⁾、覚書の備置は——熟練した会計士ならばその覚書から財政状況に関する計算書の作成が可能であるとしても——正規の会計帳簿の備置には当たらない、とされた。また、R. v. Darby では¹¹⁾、帳簿の備置義務は絶対義務であり、破産者が義務履行のために有能な会計士を雇っていても免責されない、とされた。この事件では単式簿記でもよいか否かについて下級審と上級審の裁判官で意見が相違し、下級審の裁判官（Cooper J.）は可としたが、上級審の裁判官（Denniston, J.）は否と解している¹²⁾。因に、上述の1860年法は、真実かつ正規の「計算書類は複式簿記の原理にもとづき現金出納帳、仕訳帳および元帳の形式で作成すべきである」としていたが、以後の制定法の付則A表ではこのような定めはなくなっている¹³⁾。

これらの判例が正規の帳簿を備え置かない場合の責任に関する会社法典 319 条と関連を有することは明らかであろう¹⁴⁾。319条は次のように定める。

「(1) 会社解散の場合に、解散前 2 年間または会社成立後解散迄の期間のいずれか短い期間に亘って会社が正規の会計帳簿を備え置かなかつたことが明らかなときには、懈怠の責ある会社の役員は、正式起訴にもとづき 1 年以下の拘禁または略式手続で 6 月以下の拘禁に処す。ただし、この者が、誠実に職務を執行し、かつ当時の会社事業の状況においてはその懈怠に理由があることを証明したときにはこの限りではない。」

(2) 本条に関しては次の場合には正規の会計帳簿が備え置かれていなかつたとみなす。

会社の取引および営業上の諸処理および財政状況を明らかにしつつ説明するに必要な帳簿または計算書類、並びに会社が受け取りおよび支出した金銭すべてについて十分詳細に日々記録した帳簿が備え置かれないとき。物品の売買を営む会社においては上述の帳簿の他に、年次在庫および（通常の小売取引で売却した商品の場合を除いて）売却および買入された商品のすべてについての計

10) (1910) 12 G. L. R. 807.

11) (1911) 30 N. Z. L. R. 908, 13 G. L. R. 548.

12) Farrands, op. cit., p. 291.

13) Johnston, Edgar and Hays, op. cit., p. 20.

14) Farrands, op. cit., p. 291.

算書類が備え置かれないと。この計算書類は当該物品および売主・買主を特定しうるものでなければならない。」

会社法典 151 条 1 項の「十分にして真実かつ完全な」の意味を明らかにする場合に、つねに、開示、準備金および貯蔵品の変動、固定資産の原価および減価償却に関する第八付則の包括的規定を斟酌すべきである¹⁵⁾。

会社業務の状態の真実かつ公正な姿を示し、かつその処理を説明する帳簿の備置がない場合には、監査役は無限定証明書 (clean certificate) (see s. 166) を与ええないということもここで参考となる¹⁶⁾。

(3) 会計帳簿の備置および閲覧 会計帳簿は会社の登記した事務所または取締役会が適当と考える他の場所に備え置かれ、取締役の閲覧につねに供される。ただし、帳簿がニュージーランド国外に備え置かれる場合には、6月を越えない間隔をもって会社の財政状況を十分正確に開示する計算書類をニュージーランド国内に備え置かなければならない。この計算書類は、会社の貸借対照表および損益計算書または収支計算書並びに会社法典により情報の開示のために要求される文書に添付される文書を会社法典に従って作成することを可能とするものでなければならない (s. 151(2))。会社は上の要件を会社の状況に適合するように変更することを申し立てることができる。変更は取締役会の申立にもとづき総督が枢密院令をもってする (s. 153(4))。

(4) 罰則 上述の要件を履行するために相当な処置をしなかった会社の役員は、各罪ごとに略式手続で6月以下の拘禁または400 ドル以下の罰金に処せられる。ただし、拘禁に処せられるのは、罪が故意で犯されたと裁判所が判断した場合である。資格を有する信頼しうる者が上述の要件を履行することについて責任があり、かつ要件を履行しうる地位にあったことを証明して、役員は罪を免れることができる (s. 151(3))。「役員」には取締役、管理人または書記を含む (s. 2)¹⁷⁾。

(5) 会計帳簿の様式 会社の記録に一般に適用される会社法典 459 条によ

15) • 16) See Ibid.

17) 抽稿「ニュージーランド会社法における取締役および取締役会」獨協法学第15号 85頁。

れば、会計帳簿は編綴した帳簿その他で備え置かれるが、後者の場合には、改ざん防止や閲覧の便のための十分な配慮が必要である。懈怠の場合には、会社およびその責ある役員は 100 ドルを越えない罰金ならびに過料に処せられる。

帳簿、文書もしくは証券を毀損、切断、変造もしくは偽造した役員もしくは清算出資者、または人を詐取もしくは詐欺するために会社の登記・帳簿もしくは文書に虚偽もしくは不正の記載をなしもしくはなすことに関与した役員もしくは清算出資者は 2 年以下の拘禁に処せられる (s. 317)。

(6) 税法上の保存義務 (Land and Income Tax 1954, s. 239) 営業者は、その課税所得および適法な控除を課税のために容易に確定させるために足る英文の記録を備え置くとともに、帳簿および記録をこれらが関係する事項または業務の終了後 7 年間保存しなければならない。「記録」には、受取もしくは支払、収益もしくは費用を記録する会計帳簿を含み、また、証書、受取証およびかかる会計帳簿の記載を検査するに必要なその他の文書を含む。国税庁長官 (Commissioner) は保存期間を、たとえば、会社解散の場合には短縮できる¹⁸⁾。

(7) 会社の発起人および役員に関する刑法 (Crimes Act, 1961) の規定¹⁹⁾既存のまたは設立中の会社の発起人、取締役、管理人または役員が、つぎの目的をもって、重要な事項に関し虚偽があると考える目論見書、報告書または計算書類を作成、流通もしくは公示し、またはこれらのことと共同してなした場合には、10 年以下の拘禁に処せられる (s. 250) :

- ① 株主募集の目的をもって、
- ② 会社の社員または債権者を詐取または詐欺する目的をもって、
- ③ 会社への財産の委託または貸与を勧誘する目的をもって、
- ④ 会社のために保証させる目的をもって。

つぎの場合に、法人の役員、社員または取締役が詐取の目的を有するときは 7 年以下の拘禁に処せられる (s. 252) :

- ① 会社の帳簿、計算書類、有価証券もしくは文書を毀損、切断、変造もし

18) Farrands, op. cit., p. 292.

19) Ibid. pp. 292—293.

獨協法學

くは偽造したとき、またはこれらのことと共同してなしたとき、

- ② 帳簿、計算書類、有価証券もしくは文書について重要な事項に関し虚偽の記載をなし、または重要な事項を記載せずもしくは変更したとき、また、これらのことと共同してなしたとき。

つぎの場合に、役員または使用人 (clerk or servant) が詐取の目的を有するときは、7年以下の拘禁に処せられる (s. 253) :

- ① 雇主に帰属するもしくは雇主のために所持する、または雇主のために受け取った帳簿、計算書類、有価証券もしくは文書を毀損、切断、変造もしくは偽造したとき、またはこれらのことと共同してなしたとき、
② 帳簿、計算書類、有価証券もしくは文書について重要な事項に関し虚偽の記載をなし、または重要な事項を記載せずもしくは変更したとき、また、これらのことと共同してなしたとき。

2. 年度決算書および貸借対照表

(1) 損益計算書および貸借対照表 (a) 年次総会²⁰⁾への提出 会社成立後18月以内に、および以後1暦年に少なくとも1回、取締役会は、つぎの書類を総会において会社に提出しなければならない。

(a) 総会の会日から9月以内に作成された損益計算書（営利を目的としない会社²¹⁾の場合には、収支計算書）。この損益計算書は、最終の損益計算書に関する期間以後の期間または（最初の損益計算書に関しては）会社成立日以後の期間に関するものであり、かつ貸借対照表作成日（決算期）に到るまで作成されねばならない (s. 152(1))。ただし、裁判所は上述の18月および9月を伸長し得る (Proviso, ibid.)。

(b) 損益計算書（営利を目的としない会社の場合には、収支計算書）の作成日（決算期）における貸借対照表 (s. 152(2))。

なお、いうまでもないが、「年」は1月1日から12月31日までの期間を意味し²²⁾、

20) 会社の総会については、拙稿「ニュージーランド会社法における総会」獨協法学第11号145頁以下参照。

21) このような会社に関しては、拙稿・獨協法学第12号85頁参照。

22) Gibson v. Barton (1875) L. R. 10, Q. B. 329.

「営業年度」(financial year)とは、総会に提出される法人の損益計算書に関する期間であり、1年とは限らない(s. 2(1))。

(1) 罰則 会社法典 152 条 1 項および 2 項の規定を遵守するために相当な処置をしなかった取締役は、400 ドル以下の罰金または 6 月以下の拘禁に処せられる。ただし、拘禁に処せられるのは、罪が故意で犯されたと裁判所が判断した場合である。資格を有する信頼しうる者がこれらの規定を遵守することについて責任があり、かつ遵守しうる地位にあったことを証明して、取締役は罪を免れることができる(s. 152(3))。

(2) 計算書類に関するイギリス会社法改正委員会の報告 貸借対照表の機能について、コーヘン委員会の報告書はつぎのように述べている²³⁾。

「(貸借対照表の機能は) その作成日における株式資本、準備金（利益として配当しうるものと配当しえないものから区別する）および会社の負債、並びにこれらの項目の総額を示す金額の数種の資産への分配方法を示さんと努めることである。したがって、貸借対照表は歴史的書類であり、特定日における企業の純価額もしくはのれん、土地、建物、設備および機械類のような財産の時価(present realisable value)を一般に示さんとするものではない。また、時価が原価未満の場合を除いて、それは在庫の時価を正規に示すものでもない。もし、貸借対照表が企業の純価額を示さんとするならば、固定資産を間隔をおいてしばしば再評価しなければならず、かようにして与えられる情報は人を惑わせるものであろう。なぜならば、会社が正常に存続する限り、会社資産の価額はそれらの清算価額とは大抵は関係がないからである。」

ジェンキンズ委員会の報告書²⁴⁾も上の意見に大体において同意している²⁵⁾。

「コーヘン委員会によって支持されかつ殆ど普遍的に使用されているこの会計の歴史的原価主義は、我々の意見によれば、会社の計算書類作成の基準として維持されるべきである。それにもかかわらず、法は、歴史的原価主義の厳格かつ統一的な適用を、あらゆる場合において、要求していないし、また要求す

23) Cmd. 6659, para. 98.

24) Cmd. 1749, para. 333.

25) Farrands, op. cit., p. 295.

獨協法學

べきでもない。すでに会社法典は、若干の流動資産の時価評価を要求し、さらに固定資産の評価を許している。歴史的原価主義によって作成される計算書類は、会社法典により要求される真実かつ公正な姿を株主に与えるために、補足的情報により補完される必要がある。このすべてを一般的に述べることは不可能であり、特別条件の一覧表を考案することは明らかに不可能である。計算書類で与えられる情報が真実かつ公正な姿を与えるに十分であるか否かは、ある程度は、特定の会社の状況をもとにした取締役会の判断の問題である。最終的には、監査役が、計算書類が真実かつ公正な姿を示すという自己の意見を陳述する用意があるか否かを決しなければならない。情報のすべてが与えられない場合には、監査役は適宜に限定付報告をなすべきである。イングランドおよびウェールズの会計士協会の会員への勧告は、会計基準を合理的に統一し、かつ恒常に引き上げるために、すでに多大の努力をしている。これらの勧告は、たえず変化する関連問題の密接かつ継続的研究を基礎とするものである。したがって、会社法典の一般原則が実際に効果的に適用されうるか、我々はまず第1に専門家の団体のイニシャチブに期待しなければならない。」

(3) 計算書類の内容および様式に関する一般的規定 (ア) 総説 会社の貸借対照表は営業年度末における会社の業務の状態の真実かつ公正な姿²⁶⁾を示し、会社の損益計算書はその営業年度に亘る会社の損益の真実かつ公正な姿を示さなければならない (s. 153(1))。この要件は、貸借対照表および損益計算書が従わなければならぬ会社法典または第八付則の要件に優先する一般的要件である (s. 153(2) and (3))。ただし、第八付則第三部にもとづいて、総督が公益に適合すると判断して枢密院令によってある種の会社から付則の若干の要件を免除した場合は別である (s. 153(3))。

会社の取締役会の申立または同意をえて、枢密院令をもって、総督は貸借対照表または損益計算書に関する要件を会社の状況に適合するよう変更できる。ただし、この変更は真実かつ公正な姿を示すという絶対的要件に反するもので

26) 小町谷操三・イギリス会社法概説（有斐閣）337頁は「真実且つ明確な図」と訳すが、鴻常夫「イギリスの株式会社の通常定款(四・完)」商事法務研究662号28頁は本文のように訳している。

あってはならない (s. 153(4))。企業集団 (group) が会社と同様に会社の子会社の全部または一部を取り扱う連結損益計算書を作成する場合には、通常の要件は排除され、その連結計算書類はその種の計算書類に関する会社法典の要件に従い、かつその営業年度の連結損益のうち会社の計算書類で処理される額を示さなければならない (s. 153(5))。

会社法典 153 条およびそれに続く規定 (presumably ss. 154—158)においては、——別段の解釈が要求されない限り——損益計算書または貸借対照表という語は、会社法典により要求される情報を与えるために許容されているこれらの計算書類の注記または添付書類を含む。営利を目的としない会社において、損益計算書という語は収支計算書を、損益は収支を、そしてその会社が子会社を有するときには、連結損益計算書は連結収支計算書を意味するものとする (s. 153(7))。

(イ) 真実かつ公正な姿 (true and fair view) 旧法では会社の業務の「真実かつ正確な姿」(true and correct view) とされていた²⁷⁾。現在のこの語の意味については、まだ判例もなく、きわめて曖昧であるが、主たるものとして二説があると考えられる²⁸⁾。

(a) 文字解釈 語の意味を文字解釈により明らかにする立場である。次の二つの主張はこの立場を示すものである。

「貸借対照表は会社の真実の状況を開示すべきものでなく、それは資産に関して現在の事実ではなく過去の歴史を取り扱うものであるとかっては言われた。貸借対照表は特定の資産の原価を示すがその時価を示すものではない。しかし、現在ではこの主張は通らない。なぜなら、会社法 147 条および 149 条 (New Zealand ss. 151, 153) は、計算書類、貸借対照表などに会社業務の真実かつ公正な姿を示すことを要求するからである²⁹⁾。」

「貸借対照表は歴史的書類にすぎず、過去の正確な図のみを与えるべきであるというかつて支持された見解を維持することをこれらの語は不可能ならしめる。それにもかかわらず、これらの語は評価に関する会計慣行になんら影響を

27)・28) Farrands, op. cit., p. 296.

29) Palmer's Company Precedents 17th ed. Vol. I, p. 604.

与えないと思われる。評価は、とにかく固定資産に関する限りは、純歴史的原価から減価償却額を控除したところによるのであって、当該営業年度末における価額とは殆ど関係がないのである³⁰⁾。」

(b) 厳格または技術的解釈 語の意味を会計技術的角度から明らかにせんとするもので、これはさらに二つに分かれる³¹⁾。

① 客観説 最善の専門的会計慣行、すなわち、それ自体、指導的会計士協会により推奨されかつ指導的会計専門家により支持される会計原則である慣行により客観的に意味を明らかにせんとする立場である。これは、コーンおよびジェンキンズ両委員会により採用された意味であると思われる。

② 主観説 会計または実務慣行にもとづくものであるが、—承認をうける日は近いとしても—まだ少なくとも客観的承認をえていない意味で理解しようとする立場である³²⁾。

3. 貸借対照表の様式

(1) 総説 真実かつ公正な姿を示すほかに、貸借対照表は第八付則の要件に従わなければならない。ただし、取締役会の申立により総督がこれらの要件を枢密院令により変更している場合はこの限りではない (s. 153)。付則の規定は会社法典151条乃至167条および197条の規定を補充する効力を有する (para. 1(4) of the Eighth Schedule)³³⁾。会社法典 470 条 1 項 f 号により、総督は枢密院令で付則の要件を—変更により要件が厳しくならない限り—変更しうることに注意する必要がある³⁴⁾。

(2) 第八付則の要件 第八付則第一部は次のように定めている。

(a) 区分 貸借対照表は授権資本、発行済株式資本、負債および資本を総

30) L. C. B. Gower, *Modern Company Law* (3rd ed., 1969), p. 120.

31) Farrands, *op. cit.*, p. 296.

32) Some examples in practice are share valuations, auditing techniques and computers, depreciations provision, and change in money value accounting.

33) 第八付則の規定は、以下においては、para. 1(4) のように略記する。

34) Farrands, *op. cit.*, p. 297. 同條は付則の表、様式および計算に関する要件を枢密院令で変更する権限を総督に授与する規定である。

額によって記載し、負債および資産はこれらの性質を示す適當な名称を付した項目に細分しなければならない (para. 8)。

- (b) 株式等 次の細目を記載しなければならない (para. 8)。
 - ① 当該営業年度中に資本から利息の支払がなされた株式資本およびその利率、ただし、損益計算書に記載される場合は、この限りではない。
 - ② 額面以上の価額で額面株式を発行したときの額面超過額。
 - ③ 会社が再発行しうる償還した社債の総額³⁵⁾。
- (c) 創立費等 債却した場合を除いて、次のものは別々の項目に区分しなければならない (para. 12)。
 - ① 創立費。
 - ② 株式または社債の発行費用。
 - ③ 株式または社債に関し支払われた手数料。
 - ④ 社債に関しなされた割引額。
 - ⑤ 株式の割引発行のときなされた割引額。
- (d) 準備金・固定資産等 準備金、引当金、固定資産および流動資産は会社の営業に適切な項目に区分しなければならない (para. 3(1))。
- 固定資産は流動資産と区別して記載し、固定資産の項目ごとにその固定資産の価額算出の方法を示さなければならない (paras. 3(2)・(3))。固定資産の価額の正規の算出方法は、④原価または記帳の際の評価額と⑤取得または評価以後の減価償却のための引当または債却の総額との差額をとる方法である³⁶⁾。評価の日および事由も可能ならば示すべきである³⁷⁾。貸借対照表では、固定資産の項目ごとに上述の④の総額と⑤の総額とを示すのみでよい (para. 11(3))。
 - ④取替引当金が設定され、この引当金が取替費にあてられるか、または⑤収益から取替費にあてられるか、いずれかの方法で取替がなされる資産の場合には、取替のためにとられた方法および取替のために積立てられたが使用されなかった総額が示されなければならない。 (para. (2))。
 - (e) 準備金・引当金 資本準備金、利益準備金および引当金（減価償却、

35) 会社は原則として償還した社債を再発行しうる (s. 98)。

36)・37) Farrands, op. cit., p. 297.

資産取替または資産価値減損のための引当金を除く)のそれぞれの総額は別々の項目に区分しなければならない (para. 6)。

これらの項目に前年に比べ増額がある場合には、増額の事由を明らかにしなければならない。減額があった場合には、使用目的を明らかにしなければならない (para. 7)。

引当金は減価償却、取替もしくは資産価値の減損またはその額を正確に決定しえない知れたる債務（たとえば、リース資産の修繕費）のために積み立てられる相当な金額である。資本準備金は損益計算書によって配当しうるものを含まない。利益準備金は資本準備金以外のものである (para. 2)。

(f) 次のものは別々の項目に区分しなければならない。

- ① ①国、地方公共団体またはその他の公債に対する投資総額、②会社への投資総額、③その他の投資総額 (para. 10(a))。
 - ② 別々に計上しうるかまたは帳簿から確定しうるのれん、特許および商標(1項目として示す)の価額、ただし、償却済の場合はこの限りではない (para. 12(1)(f))。
 - ③ 会社法典62条により会社の使用人のためまたは使用人に株式を買入れさせるための貸付の残額 (para. 10(b))。
 - ④ 銀行借入および当座借越の総額 (para. 10(c))。
 - ⑤ 無担保預金および無担保貸付に関する会社の負債総額 (para. 10(cc))。
 - ⑥ 利益配当として配当することが提案されている正味総額 (para. 10(d))。
 - (g) 会社の名義人または受託者によって所持される会社の社債の名目額および簿価 (para. 5)。
- (h) 次のものは注記、または付属明細書もしくは報告書に記載しなければならない、ただし、別に明らかにされているときにはこの限りではない (para. 9(1))。
- ① 引受権の目的となっている会社の株式の数、種類および総額、引受権を行使しうる期間ならびに引受価格 (para. 9(2))。
 - ② 定額累積的配当金の未払額および未払期間 (para. 9(3))。
 - ③ 他人の債務の担保となっている会社資産の明細、可能ならば担保額も

(para. 9(4))。

- ④ 引当金が積み立てられていないその他の偶発債務の一般的な性質、可能ならばその額も (para. 9(5))。
- ⑤ 引当金が積み立てられていない資本的支出の契約額 (para. 9(6))。
- ⑥ 取締役会の判断によれば営業の通常の過程では流動資産の一部が換価できないときには、その判断 (para. 9(7))。
- ⑦ 僅少な場合を除いて、外貨をニュージーランド通貨に交換した交換率 (para. 9(8))。
- ⑧ 貸借対照表の全項目について前営業年度末に対応する項目のそれぞれの額、ただし、最初の貸借対照表を除く (para. 9(9))。

4. 損益計算書の様式

- (1) 総説 損益計算書は当該営業年度における会社の損益の真実かつ公正な姿を示さなければならない。また、第八付則の要件にも従わなければならぬ。ただし、取締役会の申立にもとづいて総督が枢密院令でこれらの要件を変更した場合はこの限りではない (s. 153(1), (2), (4))。
- (2) 第八付則の要件 第八付則第一部は損益計算書には次の事項が記載されなければならないと定めている。
 - (a) 減価償却、取替または固定資産の価値の減損のための引当金として収益から控除される額 (para. 13(1)(c))。
 - (b) 会社の社債および長期負債の利息 (para. 13(1)(b))。
 - (c) 当該営業年度に得た利益に対するニュージーランド所得税引当金 (para. 13(1)(d))。
 - (d) 株式資本および借入金の償還のための積立額 (para. 13(1)(h))。
 - (e) 準備金の積立額または使用額 (para. 13(1)(f))。
 - (f) 減価償却、取替または資産価値の減損以外のための引当金 (para. 13(1)(g))。ただし、これが公益の要請に適合せず、かつ会社を害すると判断した場合には、総督は枢密院令でこの記載を免除しうる。この場合、上述の引当金控除後の額がこの事実を示すものでなければならない (para. 13(2))。
 - (g) 投資からの収益、ただし、①国、地方公共団体その他の公債への投資、

⑪会社への投資、⑫その他の投資に区別して収益を記載する (para. 13(1)(a))。

(h) 支払った配当金の総額 (para. 13(1)(e))。

(i) 総会で会社が定めていない場合の監査役の報酬 (para. 14)。

(j) 次のものは、別に示さない限り、注記しなければならない (para. 15(1))。

① 固定資産の減価償却または取替が減価償却費または取替引当金以外の方法で準備される場合には、その方法、準備されない場合には、その事実 (para. 15(2))。

② 損益計算書の全項目について前営業年度で対応する項目のそれぞれの額 (para. 15(3))。

③ 次の事項により損益計算書に記載する項目が影響をうけた重大な点。

① 会社が通常は行わない取引または異常もしくは一回限りの状況、または、

② 会計基準の変更 (para. 15(4))。

5. 第八付則以外の計算書類に関する要件

次のものも総会で会社に提出される計算書類（貸借対照表または損益計算書）に記載しなければならない。

(a) 当該営業年度における会社役員に対して行ったまたは保証した貸付額および営業年度末における未返還額 (s. 197(1)(a))。

(b) 会社法典 196 条 4 項で定める取締役の報酬額 (s. 196(1))。

6. 企業集団計算書類

(1) 企業集団計算書類の持株会社の提出義務 会社が子会社(subsidiary)を有する場合には、持株会社 (holding company) および子会社の業務または損益の状態を取り扱う企業集団計算書類が、会社自体の貸借対照表および損益計算書が提出されるときに同時に総会で会社に提出されなければならない (s. 154(1))。

(2) 提出義務の免除 以上が原則であるが、これには次の例外がある。

(a) 持株会社自体がニュージーランドで設立された他の会社により完全に所有された子会社 (wholly owned subsidiary) である場合 (s. 154(2)(a))³⁸⁾。

- (b) 取締役会が次の意見を有するとき (vide s. 154(2)(b))。
- ① これらの計算書類の作成が不可能であること、取り扱われる額の僅少さのゆえにこれらの計算書類が社員に実際に価値がないこと、またはこれらの計算書類がその社員に対する価値と釣り合わない費用または遅滞を伴うこと。
 - ② (作成の) 結果が会社または子会社の営業に対して誤解を生ぜしめるか有害であること。
 - ③ 持株会社の営業および子会社の営業が非常に異なるので、これらを一個の企業として取り扱うことができないこと。
- なお、②および③の場合には、枢密院令による承認が心要である (Proviso, ibid.)。
- (3) 企業集団計算書類に関する規制 企業集団計算書類はその全部または一部を持株会社自体の貸借対照表および損益計算書に含めることができる (s. 155)。企業集団計算書類は、会社および取り扱っている子会社の業務および損益の状態について——会社の社員の利害に影響する限り——全体として真実かつ公正な姿を示さなければならない (s. 156(1))。このために、持株会社の取締役会は、反対の十分な理由を有する場合を除いて、各子会社の営業年度が持株会社の営業年度に一致するよう努めなければならない (s. 157(1))。企業集団計算書類は、連結計算書類として作成される場合には、第八付則の要件に従わなければならず、そうでない場合には、同一または同等の情報を与えるものでなければならない (s. 156(3))。総督は、取締役会の申立にもとづいて、会社の状況に付則の要件を適合させるために、これらの要件を変更しうる (Proviso, ibid.)。
- (4) 子会社の意義 会社は次の場合に他の会社の子会社であるとみなす (s. 158)。

38) 完全に所有する他の会社およびこの会社が完全に所有する子会社、並びにこれらの会社のまたはいずれか一方の名義人以外の社員が会社にいない場合には、会社法典 154 条に関しては、この会社は完全に所有された子会社であるとみなす (s. 154 (4))。

- (a) ① その他の会社が会社の社員であって、かつ会社の取締役会の構成を支配している場合。
② その他の会社が会社の衡平株式資本³⁹⁾の名目額の過半数を所持する場合。
- (b) 会社がその他の会社の子会社の子会社である場合。

会社が子会社を有する場合に会社はその子会社の持株会社とみなす (s. 158 (4))。

(5) 持株会社または子会社に対する特別の規定 第八付則第二部には、持株会社および子会社に対する次のような特別の規定がさらに定められている。

(a) 持株会社について 貸借対照表は、会社の他の資産とは区別して、会社の子会社の株式または子会社の未払いの負債（貸付その他の理由を問わない）を明らかにし、かつ株式と当該負債とを区別しなければならない。さらに、持株会社の子会社に対する債務を他の債務と区別して明らかにしなければならない。貸借対照表は、注記または付属明細書で、子会社またはその名義人により所持される持株会社の株式（すなわち、会社法典施行前に取得した株式。See s. 40(3)）および社債を明らかにしなければならない。ただし、子会社が人格代表者として関与する株式もしくは社債、または子会社が受託者であるが、持株会社もしくは子会社が、金銭貸付を含む通常の営業過程内での取引のための担保として以外にはその信託に利益を有しない株式もしくは社債は除く (para. 16(2) and (3))。

企業集団計算書類が提出されない限り、貸借対照表の付属明細書で次のことを明らかにしなければならない (para. 16(4))。

- ① その理由。
- ② 会社の営業年度とともにまたは営業年度中に終了する子会社の各営業年度およびこれらの前営業年度（会社の子会社となった以後のものに限る）に関する費用控除後の子会社の利益（または損失）の正味総額。ただし、これが会社の計算書類で取り扱われていない場合である。

39) 衡平株式資本とは、発行済株式のうちで、利益配当または資本の分配について、特定額以上の請求権を有しないものを、発行済株式から控除したものというのである (s. 158(5))。

- ③ 上と同一期間に関する同一の正味総額。ただし、これが会社の計算書類で取り扱われる場合である⁴⁰⁾。
- ④ 上の営業年度に関する子会社の計算書類について子会社の監査役の報告書に限定事項があるときは、この限定事項。

企業集団計算書類が提出されず、かつ子会社の営業年度が持株会社の営業年度と同時に終了しない場合には、取締役会がこれらの営業年度が一致すべきないと考えた理由および子会社の営業年度が終了した日を貸借対照表付属明細書で明らかにしなければならない (para. 16(6))。

(b) 子会社について 貸借対照表は持株会社または兄弟会社に対する債権債務の総額を社債と他の債権債務とを区別して明らかにしなければならない。二つの会社が同一の持株会社の子会社であり、いずれの子会社も他の会社の子会社でない場合には、相互にこれらの会社は他の会社の兄弟子会社であるとみなす (para. 17(1), (2))。

(c) 連結貸借対照表および連結損益計算書について 連結貸借対照表および連結損益計算書は、持株会社および連結計算書類で処理される子会社の個別的な貸借対照表および損益計算書に含まれる情報を連結しなければならない。ただし、持株会社の取締役会が必要と考える調整をなしうる (para. 18)。取締役の報酬および役員への貸付は連結計算書類で明らかにする必要はない (para. 20)。

7. 貸借対照表添付書類その他

(1) 添付（付属）書類 (annexures) 貸借対照表に添付される書類には、損益計算書、——貸借対照表または損益計算書に組み入れられていない場合であるが——総会で会社に提出される企業集団計算書類および監査役報告書がある (s. 160(1))。損益計算書は、貸借対照表に署名がなされる前に、取締役会で承認されなければならない (s. 160(2))。計算書類で与えることを会社法典が要求している情報が計算書類付属明細書で与えられる場合には (e. g. Para. 9 of the Eighth Schedule)，これらの計算書類は上述の計算書類と同じく添付書

40) ②および③は、それらの子会社の損益を親会社の計算書類において収益的損益として正当に処理しうる場合に限られる (para. 16(5))。

類である (ss. 153(7)(a) and 155(2))。

監査役報告書謄本に添付することが要求される書類は、総会の通知をうける者すべてに送付されなければならない (s. 162(1))。

(2) 関係書類 (attachements) これらは監査役の報告書 (s. 160(3)) および取締役の報告書 (s. 161(1)) よりなっている⁴¹⁾。会社法典か計算書類に添付したまたは添付することを要求した書類という場合には、これらの報告書を含まないのが原則である。例外は、会社法典が計算書類で与えることを要求し、かつ付属明細書で与えることを許している情報が計算書類ではなく取締役の報告書で与えることが出来る場合に、取締役報告書がそのような情報を与えているときには、その報告書は計算書類添付書類とみなされ、したがって、そのような書類として会社法典の適用をうけることである。このとき、監査役は、取締役報告書が上の情報を与える限り、それについて報告しなければならない (s. 167)。

(3) 取締役報告書 取締役報告書は会社業務の全般に及ばねばならず、さらに、重要でありかつ会社もしくは子会社の業務に有害でない限り、営業年度中における会社営業の性質の変化、会社の子会社の変動、または会社が他の会社の社員としてもしくはその他の方法で利害を有する営業の部類における変化も報告しなければならない。のみならず、利益配当として提案されている額および準備金として積み立てることを提案されている額も明らかにしなければならない (s. 161(2))。

(4) 貸借対照表への署名 貸借対照表には 2 名の取締役が署名しなければならない。取締役が 1 名の場合には (私会社の場合にありうる) その取締役が署名しなければならない (ss. 159 and 354(2)(c))。罰則もある (s. 154(2))。

署名には特別の効果がある⁴²⁾。

(a) 1950年出訴期間制限法 (Limitation Act 1950) 25条および26条の提訴権を発生さすのに十分な会社債務の承認という効果を署名は有する⁴³⁾。

41) Farrands, op. cit., p. 303.

42) Ibid., p. 304.

43) Jones v. Bellgrove Properties Ltd. [1949] 2 K. B. 700 (C. A.) では、会社

(b) 貸借対照表はそれに署名する取締役に対する禁反言を生ぜしめる⁴⁴⁾。ただし、取締役が法に形式的に従って貸借対照表に単に署名するにすぎない場合には、貸借対照表に記載された勘定が会社に支払うべきであると取締役会が示した額ではないという判例がある⁴⁵⁾。

8. 特種の社会に関する例外

冷凍業および保険会社の貸借対照表および損益計算書は第八付則に従わなければならぬが、同付則第三部によって要件が変更されている(see S. R. 1956/185 and S. R. 1957/162 as Exemption Orders respectively)⁴⁶⁾。

9. 計算書類についての社員の権利

(1) 計算書類受領権 総会で会社に提出される貸借対照表の謄本およびその付属(添付)書類ならびに監査役報告書の謄本は、総会の会日の14日前に、総会招集通知をうける各社員に送付されるというのが一般原則である(s. 162

の代理人によって署名された貸借対照表上の「数人の債権者に対して7,638ポンド」という記載が、株主に対して負担しかつ上の7,638ポンドに含まれている1,807ポンドの債務についての、1950年出訴期間制限法25条、26条の意味における、債務承認であると判決された。したがって、その債務取立の訴訟には同法4条に定める6年の制限期間が及ばないとされた。これと異なるのがRe Transplanters (Holding Co.) Ltd. [1958] 1 W. L. R. 822 および Good v. Parry [1963] 2 Q. B. 418 (C. A.) である。前者では、監査役は債務承認のための会社の代理人ではないとされた。後者では、延滞金請求訴訟において、控訴院は、承認があると言っためには、債務の金額が数字で定められているか、または、計算もしくは付帯的証拠によって確認することができるため当事者の合意をその上必要としないという意味において債務が決定されている必要がある、と判決した。しかしながら、Consolidated Agencies Ltd. v. Bertram Ltd. [1964] 3 W. L. R. 671 (P. C.) では、ニュージーランド法の規定と類似するが全く同じではないインド出訴制限法の規定の解釈がなされたが、「承認」とは署名日に存在する債務の承認を意味するので、したがって、貸借対照表にそれが関係する年度後何ヶ月も経過して署名がなされたのだから、その署名は現在の債務についての承認ではなく、貸借対照表が作成された日に存在した過去の債務に対する承認であると判決された。しかし、Jones事件は(承認が年次総会日になされたのであるが、承認が関係する日についてはなんら問題にされなかった)事実にもとづいて正しく判決がなされたとされているのであり、しかも、貸借対照表作成日後若干の時間が経過してなさざるをえない貸借対照表の署名が現在の債務の承認となりうるか否かは疑問である。

44) Re General Preserving Co. Ltd. [1937] 1 All E. R. 693.

45) John Shaw & Sons Ltd. v. Shaw [1935] 2 K. B. 113.

46) Farrands, op. cit., p. 304.

(1))⁴⁷⁾。一定の場合には、上の期間を短縮できる⁴⁸⁾。

社員または社債権者は、謄本の受領権の有無を問わず、貸借対照表、その付属書類および監査役報告書の謄本の交付を無償で請求することができる(s. 162(2))。

(2) 計算書類検査権　　社員が会社の会計帳簿を検査しうるか否かは付属定款の定めるところであるが、一般にそのような権利は認められていない⁴⁹⁾。

10. 株式取引所規則

1967年8月上場便覧は、「勧告」の表題のもとに次のように述べている(at p. 18)⁵⁰⁾。

「601. 株主に対する議長の年次演説の謄本を印刷し、全株主に送付すべきである。」

「603. 半期報告書を全株主に発行すべきである。」

「604. 会社は、年度利益の数額を合理的に確定しうる場合には遅滞なくこの数額を仮公表して当協会(Association)に協力することが望ましい。」

同便覧は、「連続要件」の表題のもとに、会社の証券に関して誤った市場が成立するのを防止するために、次のように定める⁵¹⁾。

「502. 会社は誤った市場を成立せしめうる情報について遅滞なく当協会に注意しなければならない、という上場協定の一般要件は利益額の公表に適用がある。」

したがって、仮のまたは最終的な利益に関する発表がウェーリントンの当協会(Telex 3424, Telegrams "Affiliated")にテレックスされるように上場会社はすべて配慮すべきである。上の協会からさらにこの発表は各地

47) 総会の招集通知については、拙稿・獨協法学第11号 149頁以下参照。

48) 拙稿・前掲 150頁。

49) Farrands, op. cit., p. 305. 付則A表は次のように定めている(art. 125)。

「会社の計算書類および帳簿またはそれらの一部の閲覧を取締役でない社員に許すか否か、許すとすればどの程度まで、何時、何處でどのような条件の下に許すかを取締役会は適宜定める。(取締役でない)社員は、法律、取締役会または総会で会社により授与される場合を除いて、会社の計算書類または帳簿または書類の閲覧権を有しない。」

50)・51) Farrands, op. cit., p. 305.

の取引所にテレックスされることとなる。仮公表なしに年度報告書を発送する会社は、これにおくれることなく当協会がその謄本を受領することを保証すべきである。」

上場協定は、協会と会社が次のような合意をすることを定めている (para. 7)⁵²⁾。

(a) (株主に発送すると同時に自発的に最も迅速な方法で) 会社の発するすべての通知、報告書および計算書類の謄本一通を次に送ること：

ウェリントンのニュージーランド株式取引所協会、クリストチャーチのニュージーランド株式取引所公式記録編集者、オークランド・ウェリントン・クリストチャーチ・ダニーデン・インヴァーカーギルの各株式取引所。

(b) 加盟株式取引所の会員に、その申出にもとづき無償で上の(a)に定める書類の謄本を交付すること。

11. (財務) 諸表および様式の変更権

総督は、枢密院令で、貸借対照表、損益計算書および企業集団計算書類に記載すべき事項に關し会社法典で定める要件を変更、追加または削除しうる (s. 470(1)(f))。ただし、この変更は要件を厳格化するものであってはならない (ibid.)⁵³⁾。

12. 計算書類の例

計算書類の例をつぎにあげることとする。

52) Ibid., pp. 305—306.

53) Ibid., pp. 306—311.

×有限公司貸借対照表 1970年12月31日

	1970	1969			1970	1969
	\$	\$	固定資産		\$	\$
株式資本(注 1)			特許権(原価).....		440,000	440,000
投票資本.....	8,000,000	8,000,000	自由保有権および植物.....		5,418,714	3,960,576
発行済資本.....	7,000,000	7,000,000	構築物および機械装置.....	12,849,649	10,963,824	
資本準備金(注 2).....	3,783,359	3,480,182				
利益準備金(注 3).....	5,945,638	5,347,322				
総株主資本.....	16,728,997	15,828,004	償却：減価償却および減損			
固定負債(注 4)			自由保有権および建物.....	1,002,047	896,910	
5%転換社債(1977/82).....	1,533,575	2,000,000	構築物および機械装置.....	7,631,628	6,386,626	
6%社債(1977/82).....	3,500,575	—				
	5,033,575	2,000,000				
流动負債、引当金および配当金			子会社における持分(注 6)			
買掛金、未払費用、その他の.....	5,304,226	4,726,791	株式(原価から清算額を控除した額)...	138,387		
1970年度利益課所得税			子会社に請求しうる金額.....	19,727		
引当金および基金(注 3).....	2,278,230	1,852,063		158,624		
優先株式への1970年12月31日までの			流動資産			
半期分の公衆配当金(1971年支払).....	52,200	52,200	商品、仕掛品、工具(道具およびダ			
普通株式への1970年度の17.5%の年			イス)、器具および備品(原価から			
度予定配当金(5%の50周年記念			分割金として受取った額を控除し			
配を含む).....	876,750	751,500	た額).....	9,277,614	9,006,424	
	8,511,406	7,352,554	売掛金および前払金.....	6,229,129	5,870,756	
資本的債務(注 5).....			銀行預金および現金.....	4,533,923	2,252,514	
				20,040,666	17,129,694	
署名	A. B.	C. D.				
取締役						
	\$30,273,978	\$25,210,558				
	\$30,273,978	\$25,210,558				

附属する注記は、計算書類の一部とみなされるべきである。

リヨージーランド会社法における計算書類および監査役

×有限公司損益計算書 自 1969年1月1日 至 1970年12月31日

	1970	1969	1970	1969	1970	1969
建物、構築物および機械装置の減価償却および減損	\$ 1,417,094	\$ 1,269,983	売買勘定残高	5,939,127	\$ 4,863,599
登記料	7,795	7,957	譲渡手数料	645	578
監査役の報酬および費用	2,304	2,519				
社債利息	152,202	75,667				
当期利益賦課税引当金						
所得税(税平均のため\$100,000を含む)…	—	128,000				
税引後の当期利益、取締役の報酬	2,278,230	1,724,063				
その他の(注7)…	2,082,147	1,655,988				
	<u>\$5,939,772</u>	<u>\$4,864,177</u>				
6%社債発行割引額	52,500	—	前期繰越利益金	1,847,822	\$ 1,864,215
社債発行費用	74,931	65,981	当期利益金	2,082,147	1,655,988
別途積立金への振替	1,000,000	500,000				
6%累積的優先株式への当期利益配当額	29,400	29,400				
5%累積的償還第2優先株式への当期利益配当額	75,000	75,000				
普通株式への7½%の当期中間配当額…	375,750	250,500 (5%)				
普通株式への17½%の当期予定最終配当額…	876,750	751,500 (15%)				
次期繰越利益金…	1,445,638	1,847,822				
	<u>\$3,929,969</u>	<u>\$3,520,203</u>				
					<u>\$3,929,969</u>	<u>\$3,520,203</u>

附属する注記は、計算書類の一部とみなさるべきである。

獨協法學

×有限会社計算書類注

	1970		1969	
1. 株式資本	授權資本	発行済資本	授權資本	発行済資本
	\$	\$	\$	\$
額面1ドルの6%累積的				
優先株式	490,000	490,000	490,000	490,000
額面1ドルの全額払込済				
5%累積的償還第2優先				
株式(1975年1月1日以				
後は随意償還しうる)	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
各50セント単位の併合				
普通株式	3,787,936	3,787,936	3,951,185	3,951,185
額面50セントの普通株式	<u>2,222,064</u>	<u>1,222,064</u>	<u>2,058,815</u>	<u>1,058,815</u>
	<u>\$8,000,000</u>	<u>\$7,000,000</u>	<u>\$8,000,000</u>	<u>\$7,000,000</u>
			1970	1969
2. 資本準備金		\$	\$	
構築物および機械装置の取替費増加準備金	2,500,000	2,500,000		
株式発行差益	<u>1,283,359</u>	<u>980,182</u>		
	<u>\$3,783,359</u>	<u>\$3,480,182</u>		
3. 利益準備金および将来の納税準備金				
別途積立金	4,500,000	3,500,000		
損益勘定	<u>1,445,638</u>	<u>1,847,822</u>		
	<u>\$5,945,638</u>	<u>\$5,347,822</u>		
当期利益賦課所得税	2,178,230	1,752,063		
税平均基金	<u>100,000</u>	<u>100,000</u>		
	<u>\$2,278,230</u>	<u>\$1,852,063</u>		
4. 固定負債				
社債は会社の総資産の上の浮動担保によって担保されている。5 ½% 転換社債(1977/82)は、株主の転換権行使によって、次のように、額面50セント				

ニュージーランド会社法における計算書類および監査役

の全額払込済普通株式に転換する。

転換日	社債金額25ドルに対する 額面50セント普通株式数
1969年6月1日	34
1970年6月1日	33
1971年6月1日	32

転換または会社が留保した権利による償還もしくは買入が前以ってなされない場合には、5½%転換社債(1977/82)は1982年6月1日に、6%社債(1978/83)は1983年6月1日に償還する。

5. 資本的債務

1970年現在の資本的支出に関する未払債務の見積は、1,050,000ドル(1969年1,630,000ドル)に達する。

6. 子会社における持分

持分取得後の期間に対する子会社の計算書類は会社の株主に関する限りは、損益を示していない。子会社での持分は次のように表わされる。

企業集団に属する固定資産(原価から 2,954ドルの減価償却をした額).....	\$	\$
.....		82,117
流動資産.....		141,276
控除：流動負債および当期利 益賦課所得税準備金 \$ 14,500.....		<u>64,769</u>
		<u>76,507</u>
正味資産		<u>\$158,624</u>

7. 取締役の報酬⁵⁴⁾

当該年度における取締役の報酬

その他は次のようである。

報酬金.....	13,500	13,500
その他の支払(management).....	<u>81,382</u>	<u>77,922</u>
	<u>\$94,882</u>	<u>\$91,422</u>

監査役報告書

×有限会社社員各位

われわれの意見によれば、上記の計算書類および注は、1970年12月31日における業務の状況、並びに会社および会社とその子会社によって構成される企業集団の上の日に終了する年度に関する利益について、眞実かつ公正な姿を示している。

われわれは、われわれが必要と考える情報および解説のすべてを与えられた。われわれの意見によれば、会社は正規の帳簿を備え付けており、かつ会社の計算書類はこれらの帳簿および上述の情報・解説と一致しており、注6で子会社に関し情報を与えるとともに、1955年会社法典の要求する情報を法定の方法で与えるものである。

C. A. & Co.,
監査役

2. 監 査 役

はじめに

1901年以来、ニュージーランドでは公募会社は監査役の選任を義務づけられた。それ以来、年度計算書類の作成・配布およびそこで開示されるべき最少限の情報に関する規制が増加してきた結果として、会計専門家の経験およびそれに伴った勧告が指導的役割を演じてきた。会社法典は監査役を通して計算を規律せんとしている。限定事項のない報告書 (an unqualified or clean report) の重要性のゆえに——ことに上場会社においてはそうである——監査役は、取締役に適正に計算書類を提出さすうえにおいて重大な影響力を有する法的強制権をもっているといえる。このゆえに、監査役の役目は準司法的であるとしばしば言われているが、たとえば、会社法典 166 条をみれば、この表現があながち誤っているとはいえないである⁵⁵⁾。

54) 取締役の報酬については、拙稿・獨協法学第10号95頁以下参照。

55) Farrands, op. cit., p. 312.

1. 監査役の選任

(1) 最初の監査役　監査役は社員によって選任されるのが原則であるが、最初の監査役は取締役会が選任しうる。この監査役は最初の年次総会の終結まで職にとどまる。ただし、会社は総会で取締役会により選任された監査役を解任し、他の者を監査役に選任しうる。この場合には、総会の会日の14日前にこの候補者の氏名を社員に通知しなければならない。取締役会が最初の監査役を選任しない場合には、原則にかえって、会社は総会で監査役を選任することとなる（s. 163(4)）。

(2) 総会での選任　会社は、毎年次総会で、次の年次総会の終結まで任期を有する監査役を1名以上選任しなければならない（s. 163(1)）。ただし、次の場合を除いて、退任監査役は何等の決議を要することなく当然に再任される。

- (a) 再任のための資格を有しない場合（s. 163(3)(a)）。
- (b) 退任監査役に代って他の者を選任する旨の決議または退任監査役を再任しない旨の明示の決議がなされた場合（s. 163(3)(b)⁵⁶⁾。
- (c) 退任監査役が再任を望まない旨の通知を書面で会社になした場合（s. 163(3)(c)）。

年次総会で監査役が選任または再任されなかった場合には、登記官吏が監査役を選任することができる（s. 163(6)）。

(3) 欠員　監査役に欠員が生じた場合には、取締役会が欠員を補充することができる。欠員中も他に監査役があるときは、その者は監査役の職を行うことができる（s. 163(5)）。欠員発生後1月以内に欠員が補充されない場合には（年次総会で監査役が選任または再任されなかったときもこれに該当する）、登記官吏が欠員を補充することができる（s. 163(6)）。したがって、会社は登記官吏の監査役選任権発生後1週間以内に登記官吏にこのことを通知しなければな

56) 年次総会での退任監査役以外の者を監査役に選任する旨の決議または退任監査役を再任しない旨の決議については特別の通知（see s. 146）がなされねばならない。通知を受け取った会社は退任監査役にこの通知の原本を送付しなければならない。退任監査役は、原則として、書面で弁明し、この弁明書を社員に配布させ、かつ総会で上の決議について意見を述べることができる（s. 164）。なお、拙稿・獨協法学第10号94—95頁；同・獨協法学第11号 153 頁参照。

らない。これを怠った会社の役員は過怠金をさせられる (s. 163(7))。

(4) 商事組合の選任 監査役として組合を選任した場合には、選任の時に組合員であったすべての者を監査役に選任したものとみなされる (s. 163(2))。

2. 監査役の資格

(1) 必要な専門的資格 1934年4月1日に監査役の職にあり、その後継続して再任されている者を除いて、監査役となる者は、ニュージーランド会計士協会の会員またはニュージーランド国外の英連邦内において設立された会計士協会の会員、特別会員もしくは準会員であって、かつ会社の計算書類の監査業務に従事することを、官報に掲載される告示によって法務大臣により認可された者でなければならない (s. 165(4))。

(2) 欠格事由 監査役の独立性を保つために、欠格事由が定められている⁵⁷⁾。すなわち、次の者は、監査役となることができない。

- (a) 会社の役員または使用人 (s. 165(1)(a))。
- (b) 会社の役員または使用人と組合関係または雇傭関係にある者 (s. 165(1)(b)) (ただし、私会社の場合は除く (s. 354(4)))。このことは、監査役に雇傭されている者が会社の役員または使用人であることを阻げるものではない⁵⁸⁾。
- (c) 法人 (s. 165(1)(c))。
- (d) 上の(a)または(b)の理由から、会社の持株会社、子会社または兄弟会社の監査役となることができない者 (s. 165(3))。

3. 監査役の地位

(1) 監査役と役員 会社法典2条の定義規定では監査役は役員に含まれておらず、また上述の監査役の欠格事由に関する規定 (s. 165) に関しては、役員もしくは使用人の概念から監査役は除かれている (s. 165(2))。しかし、法のこの態度は一貫しておらず、会社法典321条（清算の場合に、懈怠の責ある取締役などの損害賠償を査定する裁判所の権限に関する）⁵⁹⁾、316条・318条・319条（これらの規定も、清算の場合における会社役員の犯罪に関するものである）、および窃盜罪法 (Larcency Act 1861, (U. K.)) 83条（会社役員による

57)・58) Farrands, op. cit., p. 313.

59) Re London and General Bank [1895] 2 Ch. 166 (C. A.).

帳簿の故意の毀損に関する規定)・84条では、役員の中に監査役も含まれるのである(ただし、特定の目的のために臨時に選任された監査役、たとえば、私的監査のために取締役会によって選任された監査役は別である)⁶⁰⁾。

なお、上述の1861年連合王国窃盜罪法の規定は、1961年ニュージーランド刑法250条および252条に該当する⁶¹⁾。

(2) 監査役と代理 特別の契約が存しないから、監査役は代理人でなく⁶²⁾、会社法典166条にもとづいてなされる貸借対照表の適正さ(correctness)に関する正規の証明書は、1950年出訴制限法25条および26条にいう代理人による承認には該当しない⁶³⁾。

しかし、会社の状況の調査に関する会社法典171条に関する限り、監査役は会社の代理人であり、検査役は監査役に宣誓をさせて尋問することができる⁶⁴⁾。さらに、監査業務に関する限り、監査役は社員の代理人と考えられるのであり、したがって、その監査報告書は社員に提出されねばならないのである(s. 166(1))⁶⁵⁾。

(3) 注意義務 監査役は会社に対し注意義務(duty of care)を負う。のみならず、自分が信任されまたは自己の技術・判断が信頼されていることを、相当な人として、監査役が認識し、かつ自己が与える情報または助言について責を負わないことを明らかにしない限りは、その監査役は契約的または信認的関係にない第三者に対しても注意義務を負うのである⁶⁶⁾。この義務に違反があり、損害が発生すれば、過失責任を追及する訴(action for negligence)を提起しうる⁶⁷⁾。

(4) 訴訟上の救済(relief) 監査役は、会社法典204条(役員および監査役を責任から解放する規定)および468条(役員および監査役の訴訟上の救済)

60) R. v. Shacter [1960] 2 Q. B. 252 (C. C. A.).

61)・62) Farrands, op. cit., p. 314.

63) Re Transplanters (Holding Co.) Ltd. [1958] 1 W. L. R. 822.

64)・65) Farrands, op. cit., p. 314.

66) Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1946] A. C. 465, disapproving Candler v. Crane, Christmas & Co. [1951] 2 K. B. 164.

67)–69) Farrands, op. cit., p. 314.

により、役員と同一の取り扱いをうける⁶⁸⁾。

(5) 終任 辞任に関して会社法典または付則A表には何等の規定もない。また、会社法典 163 条 4 項を別とすれば、解任に関する規定もない。さらに、破産または精神異常による終任についても規定がない。これらの点について監査役の地位は取締役のそれに準じて考えればよい⁶⁹⁾。

4. 監査役の報酬

監査役の報酬は総会または総会が定める方法によって定められるのが、原則である。例外は、監査役が取締役会または登記官吏によって選任される場合であって、このときには、取締役会または登記官吏によって、それぞれ、定められることとなる (s. 163(8))⁷⁰⁾。

監査役の報酬（費用を含む）が会社の総会により定められない場合には、報酬は損益計算書において独立の項目として示されなければならない (8 th Schedule, Part I, para. 14)。

5. 年度計算書類に関する監査役報告書

(1) 総説 監査役は監査した計算書類について社員に報告書を提出するとともに、任期中に会社に総会で提出された貸借対照表、損益計算書および企業集団計算書類についても社員に対する報告書を作成しなければならない(s. 166 (1))。監査役の報告書は総会で朗読され、かつ社員の閲覧に供されねばならない (s. 166(2))。

(2) 配布 公募会社の場合には、監査役報告書謄本が貸借対照表とともに総会の招集通知に添付されなければならない (s. 162(1))。

私会社の場合には、社員は貸借対照表、付属書類および監査役報告書の謄本を請求することができる (s. 363(1))。

70) D. J. Dalgish, *Company Law in New Zealand* (5 th ed., 1965), p. 157; Northey, op. cit., p. 316.

71) 年度報告書とは、株式資本を有する会社においては、会社法典 130 条、株式資本を有しない会社においては同 131 条により作成が要求される報告書である (s. 2)。会社は、毎曆年、年度報告書を登記官吏に届け出なければならない (s. 132(1))。その目的は登記官吏および会社登記所 (Companies Office) で調査する者に、前年度報告書以後における社員、資本および取締役の変更についての情報を与えることである (Northey, op. cit., p. 158)。

ニュージーランド会社法における計算書類および監査役

真正な謄本であるとの証明が取締役および役員によりなされている監査役報告書の謄本が公募会社の年度報告書（annual return）に添付されねばならない（s. 133(1)(b)）⁷¹⁾。

株式資本を有する会社は第六付則に含まれる様式に従って報告書を作成しなければならない（様式は、1967年会社（年度報告書）令（S. R. 1967/242）により改正されている）。年度報告書は、次の事項を記載しなければならない（s. 130。なお、会社が設立された年度または会社設立年度の翌年に年次総会を開催することが会社法典135条により要求されないときにはその翌年には、報告書の作成は必要でない）。

- ① 会社の登記した事務所の所在の場所。
 - ② 社員名簿が会社の登記した事務所に備え置かれない場合には、これが備え置かれる場所。
 - ③ 株式資本の概要（いわゆる年次概要）。ただし、金銭出資のために発行された株式と金銭以外の出資で一部または全額の払込がなされた株式とを区別するほか、さらに次の明細を記さねばならない。
 - ④ 資本の総額およびこの総額が分割された株式の総数。
 - ⑤ 営業開始後報告書作成日までに引き受けがなされた株式総数。
 - ⑥ 各株式についてなされた払込請求の総額。
 - ⑦ (c)に関して、払込がなされた総額、および払込がなされなかった総額。
 - ⑧ 株式または社債に関して引受手数料として支払われた金銭の総額。
 - ⑨ 割引発行の場合において株式に対しなされた割引額についての明細。ただし、この割引額が償却された場合を除く。
 - ⑩ 社債に関してなされた割引総額。
 - ⑪ 失権しかつ売却その他の処分がなされなかった株式数。
 - ⑫ 無記名株券が未決定である株式の総数。
 - ⑬ 無記名株券が発行・交付されている株式の総数。
 - ⑭ 各無記名株券に含まれている株式数。
 - ⑪ 会社法典にもとづき登記が必要である担保がついている債務の総額。
 - ⑮ 取締役および役員に関する詳細。
 - ⑯ 現社員および前年度報告書作成後社員資格を失った者の名簿ならびに所持および譲渡の株式の詳細。
- 株式資本を有しない会社は、次の項目を含む報告書を作成しなければならない（s. 131。会社設立の年度またはその翌年度に作成義務について例外があることは、上述の場合と同様である）。
- ① 会社の登記した事務所の所在の場所。
 - ② 社員の名簿が上の事務所に備え置かれない場合には、これが備え置かれる場所。
 - ③ 会社法典にもとづき登記が必要である担保がついている債務の総額。
 - ④ 取締役および役員に関する詳細。
- 年度報告書は最初の総会後1月以内に作成することを要し、登記官吏に送付される謄本には、取締役および役員の署名が必要である（s. 132(1)）。

私会社の場合には、会社法典48条Aが適用される公衆からの借入または預金の勧誘により会社が債務を負担するとき、上述の会社法典133条と同様な規定が年度報告書に適用される (s. 354 (2A) inserted by s. 3 of the Companies Amendment Act 1960)。

(3) 懈怠　監査役報告書の謄本が添付されていない貸借対照表が発行、配布または公表された場合には、会社および懈怠の責ある役員は罰金をさせられる (s. 160(3))。

(4) 報告書の会社への交付　監査役は報告書を会社役員に送達することにより社員に対する義務を履行する⁷²⁾。各社員に報告書を送付しなくても責を問われないのである⁷³⁾。

(5) 報告書の内容　報告書の記載事項については、次のように会社法典166条が定めている。

(a) 監査役が必要とする報告および説明をすべてうけたか否か (s. 166(1)(a))。

(b) 会計帳簿に関する調査の結果、正規の会計帳簿を会社が備えていたと監査役が判断できるか否か (s. 166(1)(b))。

(c) 監査役の有する知識および監査役に対しなされかつ会社の帳簿により明らかとされる説明によれば、監査役が次の判断をなしうるか否か (s. 166(1)(c))。

① 貸借対照表が適正に作成され、その営業年度末における会社の業務の状況について真実かつ正確な姿を与えること。

② 損益計算書が適正に作成され、その営業年度における営業の結果について真実かつ正確な姿を与えること。

(d) 監査役の有する知識および監査役に対しなされた説明によれば、計算書類、貸借対照表および企業集団計算書類が会社法典により要求される情報を法定の方法で与えると判断できるか否か (s. 166(1)(d))。

(e) 企業集団計算書類を作成する持株会社の場合には、企業集団計算書類が会社法典に従って適正に作成され、会社および子会社の業務の状況および営業

72) Farrands, op. cit., p. 315.

73) Re Allen, Craig & Co. (London) Ltd. [1934] Ch. 483.

の結果について真実かつ正確な姿を与えると判断できるか否か (s. 166(1)(e))。

(6) 罰則 監査役が重要な事項について虚偽であると知りながら虚偽の記載を故意に報告書になした場合には、軽罪の罪として、罰金および拘禁に処せられる (s. 461 and Thirteenth Schedule.)。

6. 監査役の権限・権利

(1) 地位の保障 正當に職務を遂行し、職務遂行において取締役会と衝突して解任されない限り、監査役はその職にとどまることができる⁷⁴⁾。

(a) 監査役を交替させには解任議案についての特別の通知が必要であり、解任される監査役にこの通知の謄本を送付しなければならない (s. 164(1) and (2))⁷⁵⁾。

(b) 解任される監査役は、社員に対する通知に自己の弁明書を添付することを要求しうる。ただし、この際、監査役の行為が正当かつ善意である必要がある (s. 164(4))⁷⁶⁾。

なお、会社法典 164 条は、社員が、最初の年次総会で取締役会の候補者に代えて監査役を選任する場合には適用がない (s. 164(4))。

(2) 通知受領権等 監査役は、社員が受領権を有する総会に関する通知その他の情報を受ける権限を有するとともに、その総会において監査役の職務に関する事項について述べる権限を有する (s. 166(4))。

(3) 帳簿・書類閲覧権 監査役は、何時にも、会社の帳簿および書類を閲覧することができる (s. 166(3))。

(a) 閲覧を拒否し、報告を怠り、または監査役の職務の遂行もしくは職権の行使にあたり、監査役を妨げ、妨害しもしくは遅滞におちいらせる取締役もしくは役員は厳罰に処せられる (s. 166(5))。

(b) 裁判所は帳簿閲覧権を命令的差止命令 (mandatory order) により強制しうるが、その際、原告が監査役であることを会社が望むか否かの確認を要求

74) Farrands, op. cit., p. 316.

75) 抽稿・獨協法学第10号94頁参照。

76) 同上95頁参照。

する場合がある⁷⁷⁾。

閲覧権および会社の役員から報告・説明をうける権限は、たとえば、契約によって会社の負担としる個人的支出や帳簿検査で確認しえない利得を含めて取締役の報酬の詳細を知るために不可欠なものである⁷⁸⁾。

監査役は報告の方法を特定したり、たとえば、報告に取締役会の証明を求めたりすることはできない。文書で報告を求める権限も有しないが、口頭の報告のみでは職務を遂行できないと適当に述べることにより間接にそれを強制しうる。適正な報告がえられない場合には、限定付証明をすればよい⁷⁹⁾。

帳簿の記載が複数の意味を有することもしばしばあることであり、領収書などを確認しても十分に明らかとならないこともあります。このような場合には、監査役は憶測するのではなく、その事項の本当のところを会社の役員に尋ねるべきである⁸⁰⁾。

(4) 報告徵収権 監査役は、監査を行うために必要な報告および説明を会社の役員⁸¹⁾に求めることができる (s. 166(3))。

会社の業務の全般的な状況および状態について社員に報告するという制定法上の権限を監査役から付属定款で奪うことは許されない⁸²⁾。

77) Farrands, op. cit., p. 317.

Cuff. v. London and County Land and Building Co. Ltd. [1912] では、会社の書記 (secretary) が会社の金を横領した。取締役会は、監査役の任務懈怠がその使い込みを生んだとして、監査のための会社帳簿の閲覧を監査役に拒否した。第一審 (Eve J.) は、年次総会の開催時が近づいていることを主たる理由に、監査役が制定法上の閲覧権を有する旨の命令的差止命令をだしたが、控訴院 (Farwell and Kennedy L. JJ.) は、問題は会社が原告が監査役であることを望むか否かであるとして、この命令を取り消した。「監査役が、当否は別として、会社により解任されまたは閲覧が拒否されるならば、監査役は計算書類に関する報告書を作成しなかったことの責を問われることはない。それは物理的不可能であったからである。……イブ判事は会社の総会を命じ、事態を総会開催後まで延期すべきであった」 (per Farwell L. J. at 450) というわけである。

78) • 79) Farrands, op. cit., p. 317.

80) Ibid., pp. 317—318.

81) 役員には取締役、管理人または書記が含まれる (s. 2)。なお、拙稿・獨協法學10号85頁参照。

82) Farrands, op. cit. p. 318.

Newton v. Birmingham Small Arms Co. [1906] 2 Ch. 378 では、会社の付

(5) 報酬をうける権利

- (a) 報酬は、年次総会で会社が決定するか、または総会で会社が定めた方法によって決定される (s. 163(8)(b))⁸³⁾。
- (b) 取締役会または登記官吏が監査役を選任する場合には、それぞれ選任者が決する (s. 163(8)(a))。
- (c) 報酬には報酬 (fees) の外に手当 (expenses) を含む (s. 163(8))。

7. 監査役の任務

- (1) 緒説 監査役の任務は、制定法およびコモンローにもとづく⁸⁴⁾。
- (2) 制定法上の任務
- (a) 株式割当、株式払込金および会社の収支に関する法定報告書の証明 (s. 134(4))。
- (b) 計算書類に関する報告書の作成 (s. 166)⁸⁵⁾。
- (c) 会社の役員に対する貸付および取締役の報酬に関する社員への報告書の作成 (s. 197(3))。
- (d) 会社法典 196 条 1 項にもとづき社員に交付される取締役報酬計算書が正確である旨の証明。
- (e) 会社法典 173 条 2 項または 322 条 6 項の訴追への協力。
- (f) 会社法典 95 条 B にもとづく社債権者の受託者への報告書の作成。
- (3) コモンロー上の任務

属定款（このために特別決議で変更されていた）は、貸借対照表で開示されない秘密準備金の積立を取締役会に認めた。監査役は、これらの事柄を調査し、秘密準備金が会社の目的のために正しく用いられるよう配慮することができたが、この準備金に関する情報を社員に開示することは許されなかった。

「監査役がその報告のために微収できる制定法上の報告のすべてを利用するこことを監査役に禁止する規定は会社法典に抵触する」(per Buchley J.)。

83) たとえば、取締役会と監査役との協議にまかすとするように (Farrands, op. cit., p. 318)。

84) Northey, op. cit., p. 318. 付則 A 表 130 条は、「会社法典 163 条乃至 166 条に従って、監査役は選任され、かつその任務が規制される」と定める。

85) これについては、上述の「5. 年度計算書類に関する監査報告書」参照。See Newton v. Birmingham Small Arms Co. Ltd. [1906] 2 Ch. 378. 会社の付属定款で取締役が積み立てる秘密準備金を監査役が開示しないことを定めることは許されない。

- (a) 監査役は、会社法典および被監査会社の付属定款にもとづく任務に精通しなければならない⁸⁶⁾。
- (b) 監査役は、会計帳簿が業務の真実の状況を示すことを確信するとともに、社員に会社業務の異常さをはっきりと気付かせなければならない⁸⁷⁾。

86) Re Bolivia Republic Exploration Syndicate Ltd. [1914] 1 Ch. 139.

87) Northey op. cit., p. 319. Re London & General Bank(No. 2)[1895] 2 Ch. 673.

この事件では、他会社に前払いされた金銭の担保が不十分である旨を監査役は取締役に報告したが、社員に対する監査役の報告書では「貸借対照表に記載されている資産の価値は実現(realisation)にかかっている」と述べているだけであった。報告書は監査役の不満の理由を明確に述べていなかった。担保が正しく評価されていたならば、利益配当の決議はなされなかつたであろうにもかかわらず、現実には配当が資本からなされた。監査役には任務懈怠があり、したがつて会社に対し損害賠償の責を負う、と判決された。Lindley L. J. は、次のように述べている (pp. 682—684)。

「取締役または株主に何をなすべきかを助言することは監査役の任務に属さない。有担保または無担保で慎重または軽率に貸付をなすことに監査役は関与しない。会社事業が慎重にまたは軽率に、有益的または無益的に営まれるかどうかは、監査役には関係がない。監査役の任務は、監査の時点における会社の眞の財政状態を確認し、明らかにすることにつきる。そこで問題は、いかにして財政状態を確認するかである。この答は『会社の帳簿の調査による』である。調査もせず、帳簿そのものが会社の眞の状況を示すよう注意する勞もとらない場合には、任務懈怠となる。帳簿が会社の眞の状況を示すことを確かめるために、監査役は相当な注意をなすべきである。これをなさない限り、監査役の監査は無益な茶番劇よりもさらに悪いものである。帳簿が会社の眞の状況を示すよう作成されていると考える場合には、監査役は貸借対照表を帳簿に適合させ、そして提出された貸借対照表がその意味で正確であることを証明すべきである。監査役の第一の任務は、帳簿が示すことを確認することのみならず、帳簿が会社の眞の財政状況を示すことを確信するために、帳簿を調査することである……ただし、監査役は、調査において相当の注意と技能(care and skill)を行使すればよい。監査役は保証人(insurer)ではない。監査役は、帳簿が会社の業務の眞の状況を正確に示すことを保証するのではない。監査役は彼の貸借対照表(s. 322(6))が会社の帳簿に適合することさえも保証しない。もしこの保証をしたならば——相当な注意を欠いていなかつたが、帳簿の詐欺的隠蔽によりだまされた場合でも——、誤りについての責任を問われるであろう。監査役の義務はこんなわざらわしいものではない。監査役の任務は正直であることである。すなわち、監査役は自己が眞実であると信じないと証明すべきでなく、証明するものが眞実であると信ずるまえに相当の注意と技能とを行使すべきである。個々の場合において何が相当な注意であるかは、その場合の事情による。疑いを生ぜしむるもののが存在しない場合には、ほんの僅かな調査で十分であり、実際には任意に若干の事例を選びそれらの正しさを確認して、他の類似のものも正しいと推定しているものと思う。疑問がある場合には、明らかにもっと注意をなすべきである。しかし、

(c) 監査役は相当な能力と慎重さを有する者に期待される程度の相当な注意と技能とをもって任務を履行しなければならない⁸⁸⁾。

(d) 監査役が会社の役員の誠実さおよび能力に異議を有しない場合には、これらの役員の報告を信頼してもよい⁸⁹⁾。

現在の監査慣行では、在庫品の抜打検査をして、これが正しいならば、貸借対照表に関する会社役員の保証を信頼してもよいとされている⁹⁰⁾。

疑いのある場合においても、監査役は相当の注意と技能とを行使すればよいのであり、特別の知識が要求される場合には、専門家の意見に従うことが全く許されるのである。(監査役の) 証拠は、会社の帳簿の調査および彼の貸借対照表の作成において、彼の任務について私見と同一であることを示している。彼は帳簿が示すことが真実か否かを確かめることなしに帳簿から彼の貸借対照表を作成することに甘んじているのではない。彼は現金を調べ、支払われた領収証を検査し、帳簿に記載された小切手および証券が銀行に保管されていることを確認し、それらの価値を確かめるために相当の注意を行使し、さらにある場合には、衡平法上の負担(equitable charge)の有効性について弁護士の意見をきいている。彼の任務について、この点で懈怠があったとは認められない。任務に関する法的基準は営業目的にとって高すぎることなく、かつ、営業マンによって正当なものであると認められるものであれば十分である。」

88) Northey, op. cit., p. 320; Farrands, op. cit., p. 319.

Leeds Estate Building & Investment Co. v. Shepherd (1887) 36 Ch. D. この事件では、取締役は、利益配当が5%を超える場合にのみ、報酬をうけるとされていた。取締役に報酬支払を可能にする虚偽の計算書類を作成した管理人(manager)の保証を信頼した監査役が、会計帳簿およびその項目を調査することなしに、この計算書類を会社の帳簿に示される記載の真実な謄本であることを証明した。監査役は資本からの報酬の支払について会社に対し責任があるとされた。

89) Northey, op. cit., p. 321.

Re Kingston Cotton Mill Co. (No. 2) [1896] 2 Ch. 279. この事件では、監査役は在庫品の評価について取締役でもある管理人の証明を信頼した。この管理人は高い評判を得ている人物であった。しかし、この在庫品の評価は過大であったので、利益配当は資本から支払われた。監査役は在庫品を調査する義務はなく、かつ、誠実さを疑うに足る理由を有しない者の証明を信頼したのだから、責任がないとされた。

この事件で Lopes L. J. は次のように述べている (pp. 288—289)。

「彼(監査役)は番犬であるが、探偵ではない。彼は会社により信頼されている会社の信用ある使用人を信じてもよい。彼は彼らが誠実であると信じてもよいし、相当の注意を払うならば、彼らの説明を信頼してもよい。疑問を生ぜしめうるにかかる場合には、徹底的にそれを調査すべきである……。」

90) Northey, op. cit., p. 321.

Re Thomas Gerrard & Son Ltd. [1968] Ch. 455; [1967] 2 All E. R. 525.

獨協法學

(e) 監査役は会社の証券が安全に保管されていることを確信しなければならない。監査役は証券を点検するか、または証券の受託者から証券の安全性について満足のいく証明をえなければならない⁹¹⁾。

(f) 会社の能力外の行為については、事態が法の複雑な問題を伴う場合には、監査役の責任を問わないので裁判所の態度である。しかし、職務遂行中に会社の財政状況に影響を与えるこのような行為を発見することもありうる。監査役は行為が会社の能力内のものか否かを判断すべきではないが——これは裁判所のなすべきことである——、取締役に対して公式に疑問を提出すべきであり、

この事件では、会社の業務執行取締役である C が1957年乃至1962年にかけて虚偽の計算書類を作成し、1956年乃至1957年の僅少の利益、したがって損失をかくした。1957年から、利益配当が資本から全部または一部支払われた。監査役は在庫品の数字に関する変更についての C の説明を信頼して、それ以上の調査をしなかった。変造された送り状が発見された以上監査役は調査をすべきであり、それ以上の調査をしなかったことについて任務懈怠があると判決された。監査役は任務懈怠により生じた損害について会社に賠償責任を負わされた。上述の Kingston Cotton Mills 事件で明らかにされた原則が採用されたのであるが、「相当の注意および技術の水準が——専門家の証言によれば——、1896年当時にくらべて今日より厳しくなっているのだから」あの事件の判決と異なりうるのである (per Pennycuick J. at p. 536)。監査役は、変造を発見した以上は、会社役員の保証を信頼することは許されない。監査役は疑問を有すべきであり、上の保証を調査するために送り主に問い合わせるべきであった。

上の判決は、監査役を探偵よりはむしろ単なる番犬とする考え方を少なくとも一部変更するものとして取り扱われているのであり、監査役の職責に関するより狭い考え方から離れようとする継続的の傾向があるようである (Northey, op. cit., pp. 321—322)。See R. Baxt, *The modern company auditor—a nineteenth century watchdog?* (1970) 33 Mod. L. R. 413. なお、Pacific Acceptance Corpn. Ltd. v. Foresyth (1970) 92 W. N. (N. S. W.) 29 において Moffitt J. が監査役の職責について分析をしている。

91) Northey, op. cit., p. 322.

Re City Equitable Fire Insurance Co. Ltd. (1925) Ch. 407 で、Romer J. は、証券の調査に関して、こう述べている、「私の見解によれば、証券を委託するのに適当でない人または会社に証券が保管されている場合であって、自ら調査をするのが可能などきには、監査役は証券について自ら調査することを省略するのは許されない。監査役が会社の証券の保管が妥当でないと考えた場合には、事態を直ちに改善するよう要求することは監査役の任務であり、もし監査役の要求がいれられないときには、その事実を株主に報告しなければならず、さらに自ら調査することが可能が否かも報告しなければならない」 (Dalgish, op. cit., p. 161)。

もし必要ならば、監査役報告書においてこのことを社員に報告すべきである⁹²⁾。

行為が取締役会の権限外であるが会社の能力内の場合には、監査役の職責はずっと明確である。なぜならば、監査役は会社法典の規定および会社の組織権限を了知しているとみなされるからである⁹³⁾。

会社による支払または借入がなされる場合には、監査役はこれらの行為が付属定款および会社法典により授権されかつそれらに適合するか否かを調査しなければならない⁹⁴⁾。

92) *Farrands*, op. cit., p. 320. このような関係において、監査役が直面する例として、*Drapery Trust Ltd. v. Drages Ltd.* [1934] がある。

この事件においては、上の信託会社が、「配当可能利益」なる語は貸方の別途積立金、繰越利益および当該年度の利益を含むこと、すなわち、この語は会社がその能力内において配当可能な利益のすべてを意味することの判示を裁判所に求めた。二会社の間に存在する合意を正しく解釈すれば、どの年度の「配当可能利益」も準備金の積立、繰越その他の処分（基本定款および付属定款に従って善意に行動する取締役会が会社の利益のために必要であると判断してなしたものである）を控除した後の配当可能利益を意味する、と判決された。

93) *Farrands*, op. cit., p. 320.

会社の基本定款は引受請負手数料 (*underwriting commissions*) の支払を定めていたが、1906年会社法典附則A表を採用した付属定款にはその定めがなく、さらに取締役会社間の契約を許容する明示の規定がなかった。会社は引受請負手数料として一定額を支払うとともに、会社の事務弁護士として仕事をした取締役の一人に法定報酬を支払った。監査役は基本定款での授権を信頼して貸借対照表上のこれらの項目を認めた。監査役は上の事務弁護士が会社設立の時に取締役ではなかったことを知っていた。支払の適法性が総会で議論され、次の総会で追認された。このような事件において、*Astbury J.* は次のように述べている (*Re Republic of Bolivia Exploration Syndicate Ltd.* [1914] 1 Ch. 139 at p. 171)。

「有限責任会社の監査役はその計算書類を監査する被監査会社の付属定款および現行の会社法典にもとづく義務を了知し精通する義務がある。被監査貸借対照表が会社の眞の財政状態を示さずかつその結果として損害が生じたことが明らか場合には、損害が監査役の義務違反によるものでないことを監査役は立証しなければならない。」

もっとも、この事件では、監査役は責任がないとされた。しかし、裁判所は取締役に対するその他の支払に関し留保を命じ、監査役は自己の訴訟費用を支払わねばならなかつた (*Farrands*, op. cit., pp. 320—321)。

94) See *Thomas v. Devonport Corp. n.* [1900] 1 Q. B. 16 (C. A.). この事件は特別法にもとづく地方官庁 (local authority) の監査に関するものである。第1審は監査役は支払の証拠を確認すればよいとしたが、控訴審は監査役の義務はこれにとどまらず、支払が法の枠内にあるか否かを調査しなければならぬとした。

(g) 財産評価に関する監査役の任務を分説することとする。

- ① 固定資産 監査役は第八付則の要件にしたがうほか、資産が過大評価されていると判断した場合には、社員にそのことを報告する義務を有する⁹⁵⁾。
- ② 流動資産 監査役は在庫品および仕掛品に関する管理人その他の会社の責任ある役員の評価額を——この価額の不正確さを疑うに足る理由を有しない限り——そのまま認めてよい⁹⁶⁾。ただし、役員の計算をチェックする義務はある⁹⁷⁾。
- ① 在庫品 これに関して Kingston Cotton Mills 事件があることにについては前述した。この事件では、監査役は在庫品調べをする義務はないとされたが、監査役の多くは棚卸しに立ち合うよう努力している。単に帳簿調べをするのみではなく、在庫品の現存を物理的にチェックことが不可避となっている⁹⁸⁾。
- ② 仕掛品 これについては、Re the Westminster Road Construction and Engineering Co. Ltd: Smith v. Offer (1932) 76 Acct. L. R. 38; The Accountant, February 1932, pages 203—4 がある⁹⁹⁾。

95) 会社資本の大部分の払込が一グループ会社への極めて不利な条件での貸付という形でなされていた。監査役は取締役への秘密報告書で貸付の担保が不十分であることおよびその換金が困難であることを注意した。また、監査役の判断では当該年度は利益配当をなすべきでないことを報告した。しかし、株主に対する報告書では、監査役は資産価額は「換金性に依存する」旨を述べたにすぎなかった。7%の利益配当が資本から宣せられた。判旨：監査役には過失 (misfeasance) があり、支払済配当金を弁済する責任がある (Re London and General Bank (No. 2) [1895] 2 Ch. 673 (C. A.))。

96) Re Thomas Gerrard & Son Ltd. (ante).

97) 監査役が製造間接費のような重要な要素のすべてを含めて仕掛品の評価に関して会社の役員を信頼してなんらの疑問を有していない場合でも、当該役員の計算をチェックする義務はあるのであり、したがって監査役が計算を誤ったときには、職務上過失があったとみなされる、という裁判所の判断がある (in the Diamond Manufacturing case [1969] N. Z. L. R. 609 (C. A.))。

98) Farrands, op. cit., p. 322. なお、注90) の Pennycuick J. の意見参照。

99) これは次のような判例である。

3,458ポンド超の利益が計上された1928年3月31日を期末とする営業年度に関してなされた利益配当の回復を求める訴が、清算人により取締役および監査役に対し

- (iii) 受取勘定としての流通証券 監査役は為替手形を個別的に調査する義務があり、虚偽の記録をした顧問会計士が作成した総額明細表を信頼しても責任を免れない¹⁰⁰⁾。
- (iv) 現金および預金 監査役は現金を調査し、預金通帳（または銀行計算書）を検査することまたは銀行から証明書をとることによって預金残高を調査しなければならない¹⁰¹⁾。
- (v) 証券 これについては、前述(e))したが、くりかえせばこうである。監査役は証券が現存することおよび安全に保管されていることを確認しなければならない。この義務は当該の証券を自ら調査することにより履行される。しかし、証券が、顧客のために証券を保管することを通常の業務とする者、たとえば銀行によって保管され、かつその者が信用しうる者であるならば、監査役は証券を保管する旨のその者の証明書をえておけばよい¹⁰²⁾。
- (vi) 財政政策 監査役は会社の政策や運営状況には関与しない¹⁰³⁾。

てなされた。上述の利益が会社債務の過少表示と仕掛品の過大評価により生みだされたものであると主張された。取締役または会社に対して会計士としても役目を果した監査役が不誠実であったとの主張はなかったが、彼らに任務懈怠があったと主張された。問題となっている債務が当該営業年度に発生したと推定されるから監査役は調査する義務があったことを Benett J. は認めた。経験を有する監査役であるならば、そのような遺漏を見落さないことが証明された。専門家の証言によれば、仕掛品の価額を調査するのは監査役の義務であったし、その正確さを確認しうる資料が会社には十二分にあった。判旨：監査役には過失がある。取締役は監査役により作成されかつ証明された貸借対照表の正確性を信じたのであるから、取締役に対する請求は棄却する。

100) Todd Motors Ltd. v. Gray [1928] G. L. R. 208.

101) Fox v. Morrish, Grant & Co. (1918) 35 T. L. R. 126.

102) Farrands, op. cit., p. 323.

103) Ibid.

「取締役会や株主になすべきことを助言するのは監査役の役目ではない。担保をとって慎重に貸付をなすか否かに監査役は関与しない。会社事業が慎重に運営されているか否か、有利に運営されているか否かは監査役には関係がない。監査役は株主に対する自己の義務を果す限り、利益配当が妥当が否かに関与しない。監査役の任務は、監査の時点における会社の真の財政状況を確認し表示することである」(per Lindley L. J. in Re London and General Bank (No. 2) [1895] 2 Ch. 673 (C. A.) at 682.)。

(3) 判例による要約 最近のニュージーランドのケースにおいて、監査役の任務および責任が再吟味されている¹⁰⁴⁾。監査役の任務の範囲を限定することなしに社員が監査役を選任する場合に、会社法典166条1項に関して、McCarthy J. はこう述べている¹⁰⁵⁾。

「本項が監査役の義務のすべてを列挙するものではないこと、殊に法定の様式で株主に対して報告する際にとるべき方法を定めるものではないこと、あるいは異常さを発見するための義務の範囲を定めるものでないことは明らかである」と。そして判事は次のような理由をあげる。

- (a) 監査役を任用する主たる目的は会社の計算書類に関して株主に対する報告書を得ること、したがって監査役の主たる任務はこの報告書を作成すること。
- (b) この主たる任務を果すために、監査役は会社の使用人の行為に関する調査報告を含めて照会や調査を相当の注意と技能とをもってなさなければならぬこと。
- (c) 監査役は相当の注意および技能をつくせばよいこと。
- (d) 具体的な事件においてなにが相当の注意および技能であるかはその事件の状況によること。
- (e) 疑いを生ぜしめる理由が存する場合には、より慎重である必要があるが、疑いを生ぜしめた事情を含めて諸般の事情に鑑み相当であると思われる注意および技能をもって調査すればよいこと。

特別に契約で定めない限り、会社法典上の監査役は継続的監査を要求されないから、さらに判事はこう述べる。

「作成された計算書類を後に証明するのに必要でない限り、または、会社への報告もしくはなんらかの事前調査などを妥当と判断させる事情があると認識した場合でない限り、監査役は営業年度中に調査その他の行為をする義務を負わない。」

8. 監査役の責任

- (1) 会社に対する責任 監査役が正当に自己の義務を履行しない場合には、

104) Nelson Gurantee Corporation Ltd. v. Hodgson [1958] N. Z. L. R. 609.

105) At pp. 612—613.

ニュージーランド会社法における計算書類および監査役

契約上の注意義務違反または法定義務違反として、会社に対して損害賠償義務を負う¹⁰⁶⁾。責任追及は訴または会社法典 321 条の《misfeasance summons》によってなしうる¹⁰⁷⁾。

《summons》の方法をとった場合の利点は、清算人や清算で審尋される者を証人となしうることである。監査役は会社の役員であるから、会社法典 321 条が適用されるのである¹⁰⁸⁾。

コモンロー上の任務は監査役の履行すべき最低限のものであって、監査役はこれについて責任を免れることができないのである。すなわち、監査役が会社に対して責をおう過失、懈怠、任務違反もしくは信託違反により法上させられる責任を免除する契約または付属定款の定めは、会社法典 204 条にもとづき無効である。ただし、同条但書(b)によれば、勝訴し、無罪とされ、または会社法典 468 条の救済が与えられた民刑事事件において防禦のために監査役がおった責任は会社が免責できる。その他の会社役員についてもこれは同様である¹⁰⁹⁾。

監査役に対して、過失、懈怠、任務違反もしくは信託違反を追及する訴が提起された場合に、その訴の係属する裁判所は、監査役の行為が正直かつ理性的であってかつその者の選任を含めて諸般の事情に鑑み監査役に免責を与えるのが公正であると判断したときには、救済を認め、裁判所が適当とする条件を付して監査役の責任の一部または全部を免除することができる (s. 468(1))。監査役は上の救済を訴が提起される前に申立てうる (s. 468(2))¹¹⁰⁾。

106) Farrands, op. cit., p. 325; Northey, op. cit. p. 323.

107) Farrands, op. cit., p. 325.

108) Ibid.

109) Ibid., pp. 325—326.

110) 本文は監査役についてのみ述べたが、他の役員についてもことは同じである。

Diamond Manufacturing 事件 ([1969] N. L. R. 609) では、控訴院の裁判官の全員一致で会社法典 468 条の救済が与えられたのであるが、North P. は、本条により、「過失ある役員または監査役がそれにもかかわらず『理的に』行動したどのようにして判断しうるか理解が困難であり」、さらに、「会社の役員または監査役に対し一般公衆が過失ある不実表示の責任追及の訴を提起する場合には、本条はなんらの救済も与えない」と述べている (at p. 645)。McCarthy J. も、会社もしくはその株主によりまたは監査役がその者に対して法定任務を有する者により提起された以外の請求事件において、本条の適用が意図されているかについて重大な疑問を提出しているのであり (at p. 630), Turner J. も同旨である (at p. 640)。

(2) Companies Amendment Act 1966 の責任 この改正法は48条A, 48条B および95条A乃至95条Dを会社法典に挿入した¹¹¹⁾。

(a) 会社(発行会社)(borrowing company)が公衆から金銭を借り入れる場合には、会社は社債権者のための受託者を選任するを要し、この受託者は会社法典95条A 2 項にいう法人でなければならない。発行会社の監査役は社債権者のための受託者に対しても次の報告をなさなければならない(s. 95B)。

- ① 一般義務 発行会社の監査役が社員に対し交付する報告書、計算書類説明書、証明書その他の文書の謄本を受託者にも交付しなければならない(s. 95B(1))。
 - ② 特別義務 ① 発行会社の監査役が作成する報告書、計算書類説明書、証明書その他の文書の謄本を社債権者のための受託者に送付することを信託証書によって要求することができる(s. 95B(1))。
 - ⑩ 発行会社の監査役が信託証書にもとづく受託者の職務遂行に重要であると判断する事実を発見した場合には、監査役は発見後7日以内にその事実に関する報告書を発行会社に、報告書の謄本を受託者に郵送しなければならない(s. 95B(2))。
 - ⑪ 会社法典、信託証書または一般法にもとづく受託者の職務遂行に重要であると監査役が判断する会社の情報または事実の提供を受託者は発行会社の監査役に要求できる(s. 95B(3))。
- (b) 一定の会社は会社法典の48条A および95条A乃至95条D、並びに上述の改正法により挿入された規定および事項の適用を免除される。免除会社は営業年度終了後2月以内に一定の報告書を会社登記官吏に届け出なければならない¹¹²⁾。報告書には免除会社の監査役による真正なる旨の証明が必要である(s. 8 of the Companies Amendment Act)。

111) Farrands, op. cit., pp. 326—327.

112) 会社に寄託されている金銭の総額が「株主基金」(shareholders' funds)の2倍を超えないこと、および、銀行預金や住宅地を担保とする貸付金である「清算基金」(liquid funds)が会社への寄託金総額の75%を超えないことを示す報告書である。これらの基金の意義については法務大臣が免除証明書で定めることとされている(Farrands, op. cit., p. 327)。

(3) 第三付則A表137条による補償 会社の取締役、管理人、代理人、監査役、秘書役その他の役員は、民刑事事件において、勝訴し、無罪となり、または会社法典468条に関して救済を裁判所から得た場合には、訴訟において負担した費用を会社に求償することができる。

(4) Limitation Act 1950 過失または任務懈怠を理由とする監査役に対する訴であって、詐欺または信託の詐欺的違反を理由としないときには、監査役は出訴制限法を援用しうる（したがって、過失または懈怠の日から6年を経過することによって、監査役は免責される）¹¹³⁾。

(5) 社員に対する責任 監査役の報酬および費用を支払うのは会社であるから、監査役は社員と直接の契約関係に立たない。しかし、監査役は社員に対し報告義務を負うが、この義務違反に対する法的救済が社員のために定められていないから、社員は——損害額を立証しうる限り——監査役に対する個人的訴訟を会社法典166条にもとづき提起しうる¹¹⁴⁾。より一般的には、監査役は職務遂行に際し隣人の如く社員を心に留めなければならぬ、したがって、社員に対する一般的な注意義務を負うのだから、十分に注意を用いなかつたがゆえに社員が蒙った損害に対し責任があるといいうる¹¹⁵⁾。また、監査役は会社の社員に対し信任関係にあるから、開示に関する絶対義務を負い、したがって、義務違反が社員に損害を生ぜしめたときには責任を負わなければならない、ともいいうる¹¹⁶⁾。

113) Leeds Estate Building Investment Co. Ltd. v. Shepherd (1887) 36 Ch. D. 787.

114) Farrands, op. cit., p. 328.

115) See Donoghue v. Stevenson [1932] A. C. 562.

116) Farrands, op. cit., p. 328. 本文に関して参考となるのは、Hedley Byrne & Co. v. Heller & Partners [1964] A. C. 465 である。

原告は広告代理店であった。ところで、広告代理店は顧客のために宣伝手段の提供者と直接に契約し、したがって代理店が上の提供者に人的責任を負うのが通常の慣習である。そこで、一顧客が代理店との宣伝契約をクレジットによって著しく拡大することを望んだとき、Hedley Byrne は、顧客の信用状態を顧客の銀行 (Heller & Partner) に問い合わせて調査することを自己の銀行に依頼した。Heller & Partner は、今問題とされている限度までの取引は当該顧客とはなかったが、顧客との取引は安全である旨、およびこの報告には責任を負わない旨を報告した。原告はこの報告にもとづいて行動し、顧客へのクレジットを拡大し、その結果として、

獨協法學

17,000ポンドの損失を蒙った。顧客（会社）が支払不能となったので、原告は上の金額の損害賠償を求める訴を被告に対して提起して、原告の損害は被告が原告の銀行にした報告の直接の結果であることを主張した。控訴院は被告には過失があったとしても責任はないと判決した。貴族院はこの判決を支持したが、責任を負わない旨が明記されていたこと、および、免責がなされていなかつたらば、注意義務が発生し原告の損害に対する過失責任が生じたであろうことを理由とした。契約的または信任的関係が存在しない場合に、不注意な報告により第三者が損害を蒙ったときには、その第三者は報告者に対して訴を提起しうるという主張を貴族院は支持しなかつた。このためには、第一に、報告者が営業者または専門家（たとえば会計士）であり、そのような報告書を作成するに際して専門的技能を行使することが期待される者であることが必要である。第二に、報告者が報告受領者が彼から情報を求め、その情報の正確性を頼みにしていることを知りまたは知ることが予期されねばならない。Lord Devlinはこれを「特別の関係」（special relation）と表現する。「約因なしに契約が存在するという状況のもと責任の引受がある場合である。」……「報告者が善意で純粹に行動するかどうか、または彼がなんらか間接的な形で報酬を得ているかどうかが、しばしば、重要な点である。」

監査役の社員に対する関係が上の関係に該当することは確かである（Farrands, op. cit., p. 329）。

上の判決と同旨の考方を英國およびウェールズ特許会計士協会の顧問弁護士が次のように述べている。

「当職の見解によれば、年次計算書類の目的は株主が会社業務を的確に判断して会社を支配するのをたすけるにある。したがって、不注意に作成された計算書類をもとに全体として株主によりなされた決定が、違法な支払または会社に対する財産的損害を生ぜしめた場合には、責任が生じうる。しかしながら、不注意な虚偽記載を含む監査役報告書によって支持されている、誤解を生ぜしめるおそれのある会社の計算書類にもとづいて株主が個人的に自己の投資を決定したために損害を蒙った場合には、当該株主の損害賠償請求は認められない。なぜならば、年次計算書類の通常の作成目的は個々の株主に投資についての決定を可能ならしめることではないからである。しかし、監査をうけた計算書類が申込書の一部を事実上は構成しており、監査役がその計算書類がそのように使用されるものであることを知りまたは知るべきであった場合には、監査役は、監査役の報告書を信頼して申込んだがゆえに蒙った第三者の財産上の損害に対してその第三者に責任を負う。」

反対説もあるのであって、善意で純粹に行動して職務を行う監査役はほとんどなく、したがって、Lord Delvinの「特別の関係」が存在するといふとの説もある。さらに、監査役の報告書が社員を名宛とした以上は「責任を負わない」というわけにはいかないといえる（Farrands, op. cit., p. 329）。Prof. Dickersonは、上述の弁護士と反対の意見をつぎのよう述べている（Accountants and the Law of Negligence, p. 93）。

「……通常の株主が会社に関する自己の意見を表示する唯一の効果的方法は自己の株式を保有するか処分するかである。……通常、株主の決定に委ねられる比較的小数の事項について総会で議決権を行使するために、会社の財務諸表を信頼することを株主は許されるにすぎない、というのはまったく現実的ではない。」

(6) 第三者に対する責任 第三者は、主として、金銭を貸付ける、商品を掛売りするあるいは株式を購入するために計算書類を調査する債権者および将来の株主からなる¹¹⁷⁾。

責任を緩やかに解する見解として、英國およびウェールズ特許会計士協会の顧問弁護士の説がある。次のようにある¹¹⁸⁾。

「信用や貸付をうけるために、依頼人は普通彼らの財務諸表を第三者に提出する。会計士の報告書または計算書類を信頼したために第三者が損害を蒙った場合に、第三者が損害賠償を訴求しうるのは、次の場合のみである。すなわち、たとえば、会計士が報告書または計算書類の作成に際し信用または現在の信用の便の継続をうるために、その報告書または計算書類を銀行その他の者に提示することが要求されることを知り、または知るべきであったことが証明されたときである。」

反対説は、現実には、投資者および与信者は彼等の結論をだすために被監査計算書類を頼りにするのであり、株式ブローカーも投資者への助言においてこれらの計算書類に依存すると主張する。公募会社が登記官吏に年次報告書を提出するのはこのためであることは否定できない。なぜなら、株主には総会の通知とともにこれらの書類を交付しているからである。監査役もこのことはよく知っているはずである。結局、ポイントは、監査役のこの了知が Hedley Byrnes' case における Lord Delvin の「特別の関係」という鎖¹¹⁹⁾を形成する重要な環である「彼が知りまたは知るべきであった」ことに該当するか否かである¹²⁰⁾。

第一説の主たる根拠として次の二つをあげうる¹²¹⁾。

(a) 監査役は被監査会社の株主に報告書を提出するものである。このことは、第三者宛の黙示的放棄を意味する。

(b) 監査役の責任をあまりにも拡張しすぎると、会計士が監査の際に負う責

117) Farrands, op. cit., p. 329.

118) The Accountant, 7 August 1965, ante.

119) 注 116 参照。

120) Farrands, op. cit., p. 330.

121) Ibid.

任が過大となるおそれがある。会計士は責任保険でカバーされる範囲でしか監督しなくなるであろう¹²²⁾。

Turner J.は第三者に対する会計士の責任について次のように述べている¹²³⁾。

「会社の貸借対照表を作成する会計士は、不特定の株式購買者がその貸借対照表にもとづいて行動する可能性を予期すべきであるから、会計士はこれらの購買者に直接に義務を負うべきである、あるいは、本件の特別事情のもとでは、特別の義務がこれらの会計士にある、との主張がなされた。私は第一の主張を法律問題とすることを拒否し、次のように判断する、すなわち、不特定の株式購買者が貸借対照表を読みかつそれを信頼して相当な熟慮に入るというような事情は存在しないから、会社の貸借対照表を作成する会計士は、かかる者に貸借対照表の真正に関する注意義務を負うものではない、と。」¹²⁴⁾「本件における特別の事情の存在は Tompkins J.¹²⁵⁾の判決で否定されており、私はこの判決を支持する。」

この事件において、枢密院議長 North P. および McCarthy J. の二人は、計算書類が作成され監査された後に株式売買の取引において購買者の代表者にこれらの書類が示されるときに、「特別の関係」が成立するとした¹²⁶⁾。

思うに、①被監査計算書類が公開されるということを認識することは、Hedley Byrne 判決にいう監査役に対する公衆の信頼の認識に該当することは殆どないこと、②監査役の責任が登記官吏への計算書類の現実の届出によるも

122) Cardozo C. J. はこのことを認める (in the American case Ultramarines Corporation v. Touché, Niven & Co. [1931, 174 N. E. 444])。これに関して、Lord Denning はつぎのように述べている。

「営業の問題に関して計算書類を信頼しようとする国内のすべての者に対して会計士に責任を負わることはいきすぎであるということはよくわかる。なぜなら、それは——Cardozo C. J. の言葉をかりれば——「不特定の期間に亘り、不特定の人々に対する無限の責任」に会計士をさらすことになるからである。」

123) In the Diamond Manufacturing case [1969] N. Z. L. R. 609 (C. A.), at p. 635.

124) Turner J. は、彼が考えている「特別の事情」の例として、Candler v. Crane, Christmas & Co. [1951] 2 K. B. 164, C. A. の例を引用する (Farrands, op. cit., p. 331)。

125) 本件に関する下級審である Supreme Court の判事である。

126) Farrands, op. cit., p. 331.

のであるならば、監査役の責任は被監査会社の役員補佐が現実に届け出るか否かにかかることになること（登記官吏が会社法典にもとづいて登記を強制する権限を有しないことは明白であり、したがって、職務執行令状が当該補佐に対して発せられることはない）¹²⁷⁾、などから、Hedley Byrne 判決の立場を裁判所が過度に広く採用することはありえなく、むしろ裁判所は同判例を修正して現実に適合させようとするであろう¹²⁸⁾。

上述の免許会計士事務所に関する Dimond Manufacturing case もこの傾向を示唆している¹²⁹⁾。この事件では、1964年1月31日を期末とする原告会社の計算書類が作成され、監査証明書の日付は1964年3月12日であった。当時、会社の株式の売却は予期されていなかった。原告の一人に計算書類を示した監査役は買主が計算書類を信頼するであろうことを知ったのであるが、このことはこれらの計算書類の作成および監査後に生じたことであった。Tompkins J. は、こう判示した、すなわち、被告が計算および監査の任務を履行したとき、原告がこれらの計算書類を信頼するであろうということを認識していたとはいえないし、また、この認識という要素は会計士および監査役に対する第三者の責任追及を認容するのに不可欠である、と。さらに判事は次のように続ける¹³⁰⁾。

「私は、年次貸借対照表を証明する会計士または監査役がその事実のみを理由としてこのような計算書類の作成または証明に懈怠があるとして第三者に対

127) See Normandie House (Kensington) Ltd. (1967) 111 S. J. 131.

128) Farrands, op. cit. p. 331. ニュージーランドにおいて、そのようなアプローチへの明確な徵候がある。

Smith v. The Auckland Hospital Board [1965] N. Z. L. R., 191, C. A. では、理事会は異常な手術の結果について医者が患者に十分に情報を与えないことに責任があるとされた。Jones v. Still [1965] N. Z. L. R. 1071 では、不動産代理の使用人が売買契約に一定の家畜が含まれる旨（売主はこれを否定する）の表示を買主にしたと主張された。買主は使用人の責任を追及したが、Wilson J. はこう判決した、すなわち、買主と代理との間には契約的その他の関係はない、（その表示者は Hedley Byrne 原則の適用の前提である必要な特別の技能、知識または教育を有しないから）表示への買主の信頼はこの原則にあてはまらない、と。

129) Farrands, op. cit. p. 331.

130) Dimond Manufacturing Company Limited v. Hamilton [1968] N. Z. L. R.

し責任を負うとは思わない。そうでないと、監査役が報告書を作成するときに知らなかった第三者に対して、しかも計算書類作成のときに監査役が予想しなかった方法で計算書類が使用された場合に、すべての監査役が責任を負うというおどろくべき一般責任が存在することとなる。私は、計算書類が株式の潜在的買主に示すために使用されることを認識することなしに計算書類が作成されかつ証明された後において、これらの計算書類が監査役の一人によって買主に示された場合であっても事情が異なるとは思わない。」

前述の如く Tompkins 判事の見解は控訴院によって支持されたのである¹³¹⁾。

131) Farrands, op. cit., p. 332.